

令和8年第2回千葉市議会定例会会議録（第8号）

令和8年6月22日（月）午前10時開議

○議事日程

- 日程第1 会議録署名人選任の件
日程第2 市政に関する一般質問

○出席議員

1 番	石 川 美 香 君	2 番	吉 川 英 二 君
3 番	茂 呂 一 弘 君	4 番	岳 田 雄 亮 君
5 番	須 藤 博 文 君	6 番	岡 崎 純 子 君
7 番	黒 澤 和 泉 君	8 番	野 島 友 介 君
9 番	山 崎 真 彦 君	10 番	大 平 真 弘 君
11 番	渡 邊 惟 大 君	12 番	桜 井 秀 夫 君
13 番	青 山 雅 紀 君	14 番	伊 藤 隆 広 君
15 番	前 田 健 一 郎 君	16 番	石 川 弘 君
17 番	小 坂 さ と み 君	18 番	三 井 美 和 香 君
19 番	渡 辺 忍 君	20 番	安 喰 初 美 君
21 番	梶 澤 洋 平 君	22 番	守 屋 聡 君
23 番	蛭 田 浩 文 君	24 番	伊 藤 康 平 君
25 番	阿 部 智 君	26 番	松 坂 吉 則 君
27 番	植 草 毅 君	28 番	岩 井 雅 夫 君
29 番	亀 井 琢 磨 君	30 番	田 畑 直 子 君
31 番	川 合 隆 史 君	32 番	麻 生 紀 雄 君
33 番	段 木 和 彦 君	34 番	佐々木 友 樹 君
35 番	盛 田 眞 弓 君	36 番	櫻 井 崇 君
37 番	森 山 和 博 君	38 番	酒 井 伸 二 君
39 番	小松崎 文 嘉 君	40 番	向 後 保 雄 君
41 番	宇留間 又 衛 門 君	42 番	中 島 賢 治 君
43 番	三 須 和 夫 君	44 番	石 井 茂 隆 君
45 番	米 持 克 彦 君	46 番	石 橋 毅 君
47 番	白 鳥 誠 君	48 番	三 瓶 輝 枝 君
49 番	中 村 公 江 君	50 番	野 本 信 正 君

○説明員

市 長	神 谷 俊 一 君	副 市 長	那 須 一 恵 君
副 市 長	橋 本 直 明 君	総合政策局長	藤 代 真 史 君

暫 定 版

※確定版の会議録ではありません。今後修正される可能性がありますので、御注意ください。

令和8年第2回定例会会議録第8号（6月22日）

危機管理監	相 楽 俊 洋 君	総 務 局 長	中 尾 嘉 之 君
財 政 局 長	勝 瀬 光 一 郎 君	市 民 局 長	市 倉 秀 子 君
保健福祉局長	秋 幡 浩 明 君	こども未来局長	大 町 克 己 君
環 境 局 長	堺 逸 樹 君	経 済 農 政 局 長	安 部 浩 成 君
都 市 局 長	鹿子木 靖 君	建 設 局 長	山 田 裕 之 君
病院局次長	柿 崎 恵 司 君	市 長 公 室 長	山 崎 哲 君
総 務 部 長	桑 本 茂 樹 君	教 育 長	鶴 岡 克 彦 君
教 育 次 長	中 島 千 恵 君	代表監査委員	神 崎 広 史 君

○議会事務局

事 務 局 長	香 取 徹 哉 君	次 長	小名木 啓 一 君
議 事 課 長	安 西 雅 樹 君	議事課長補佐	佐 藤 大 介 君
議 事 班 主 査	岡 田 昌 樹 君		

○本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名人選任の件

日程第2 市政に関する一般質問

- | | | |
|-----------------------------|---|-----------|
| 1 バリアフリー観光の情報発信について | } | 渡 邊 惟 大 君 |
| 2 福祉施設への直接避難について | | |
| 3 道路上に設置されたエレベーター利用の考え方について | | |

- | | | |
|------------------------|---|-----------|
| 1 中学校における登下校の服装について | } | 梶 澤 洋 平 君 |
| 2 動物愛護・動物福祉について | | |
| 3 シニアカーの駐輪について | | |
| 4 緑区の住みよいまちづくりについて | | |
| （1）下大和田町の産業用地整備について | | |
| （2）誉田駅前線について | | |
| （3）生実本納線平面交差点について | | |
| （4）羽田空港行バスの復便について | | |
| （5）あすみが丘地区の自動運転バスについて | | |
| （6）泉谷中学校の老朽化対策について | | |
| （7）おゆみ野地域への葬祭場建設計画について | | |
| 5 企業立地と賃上げについて | | |

- | | | |
|----------------------------------|---|---------|
| 1 稲毛区における市街地へのデータセンター建設に係る対応について | } | 阿 部 智 君 |
| 2 デジタル庁が開発した業務補助システム「源内」の活用について | | |
| 3 公用車の選定に国産車を優先することについて | | |

1 財政の運営について

(1) 財政健全化に向けた、これまでの取組と今後について

2 病院経営について

3 街路樹の在り方について

4 学校徴収金について

三 瓶 輝 枝 君

1 村田川流域治水プロジェクトについて

2 保育施設に通っていない子どもの預かりについて

3 職員の離職防止に通じる取組について

4 現場作業に従事する職員等の熱中症対策について

岡 崎 純 子 君

午 前 10 時 0 分 開 議

○議長（松坂吉則君） これより会議を開きます。

出席議員は49名、会議は成立いたしております。

日程第1 会議録署名人選任の件

○議長（松坂吉則君） 日程第1、会議録署名人選任の件を議題といたします。

私より指名いたします。32番・麻生紀雄議員、33番・段木和彦議員の両議員にお願いいたします。

日程第2 市政に関する一般質問

○議長（松坂吉則君） 日程第2、市政に関する一般質問を行います。

通告順に従いお願いいたします。11番・渡邊惟大議員。

〔11番・渡邊惟大君 登壇、拍手〕

○11番（渡邊惟大君） 皆様、こんにちは。日本維新の会ちばの渡邊惟大です。

まず、私事ではありますが、4月末に体調不良で自宅から救急搬送され、青葉病院に受入れていただきました。迅速に対応していただいたことに感謝するとともに、日々、市民の為に懸命に活動してくださっている救急隊員の皆様、また、救急車を断らないという基本方針の青葉病院含めた市立病院の職員の皆様への尊敬の気持ちが深まりました。また、救急医療体制の重要性も改めて認識いたしました。

それでは、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

まず、バリアフリー観光の情報発信についてです。

バリアフリー観光やユニバーサルツーリズムについて、過去の一般質問の場で質問や提案をさせていただきましたが、改めてバリアフリー観光情報の発信について、取上げたいと思います。令和7年第1回定例会において、高齢や障害等の有無に関わらず、全ての人が安心して楽しめる旅行の推進に、様々な行政・民間を問わず、三重県、大阪市など全国的に様々な取組がなされていることを紹介いたしました。

令和8年第2回定例会会議録第8号（6月22日）

スライドを御覧ください。

令和7年第3回定例会において、令和元年に作成された千葉市バリアフリー観光ガイドマップについて取り上げました。東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を契機として、杖や車椅子使用者をモニターとして協力してもらい作成し、今後も更新されていくことを確認いたしました。

バリアフリー化すること自体も重要であります。多様な方に安心して来ていただくためには、情報の積極的な発信も重要であると考えております。

改めて、市内の観光施設におけるバリアフリー情報の発信状況について聞かせてください。

以降は、質問席にて質問させていただきます。（拍手）

○議長（松坂吉則君） 答弁願います。経済農政局長。

○経済農政局長（安部浩成君） 本市の主な観光施設である千葉ポートタワー、郷土博物館、動物公園などのホームページや、スライドで御提示いただいております。千葉市バリアフリー観光ガイドマップにおいて、多目的トイレ、授乳室、障害者用駐車スペースの有無、車椅子の貸出しなど、施設を御利用いただく際に必要となるバリアフリー情報を御案内しているところです。

○議長（松坂吉則君） 渡邊惟大議員。

○11番（渡邊惟大君） 御説明ありがとうございます。

では、集客イベントにおけるバリアフリー情報の発信状況についてお示ください。

○議長（松坂吉則君） 経済農政局長。

○経済農政局長（安部浩成君） 集客イベントの内容に応じて、参加される際に必要となるバリアフリー情報を、主催者がホームページなどで御案内しているところです。

例えば、幕張ビーチ花火フェスタでは、車椅子の方に御利用いただける観覧席や多目的トイレについて、ホームページにて御案内しております。

○議長（松坂吉則君） 渡邊惟大議員。

○11番（渡邊惟大君） ありがとうございます。

各ウェブサイトでバリアフリー情報の発信がされていることを理解いたしました。

観光施設におけるバリアフリー情報については、千葉市バリアフリー観光ガイドマップがあることをさらに周知していただくとともに、例えば、千葉市観光ガイドマップのウェブページをバリアフリー観光やユニバーサル観光というページに発展させ、情報が一目で分かるよう集約するのも良いのではないかと思います。

また、集客イベントのバリアフリー情報の発信については、各イベント主催者にさらに発信を呼びかけるとともに市としてもイベント周知の際に、バリアフリー情報も合わせて発信していただければと思います。また、バリアフリー観光やユニバーサル観光の専用ページがあれば、そちらで発信もできるかと思います。

また、千葉県の県庁の観光政策課には、ユニバーサルツーリズムの推進の担当者もいるので、県とも連携しながらバリアフリー情報を積極的に発信していただければと思います。では、次に移ります。

次に、福祉施設への直接避難についてです。

災害時、障害がある方も、まず、一般の避難所に向かって、その後、必要に応じて福祉避難所が開所され、そちらに移動するというのが避難の基本ですが、直接避難というのは、一旦障

害のある方が一般避難所に避難することなく、直接、福祉避難所に避難をする体制になります。スライドを御覧ください。

令和5年第4回定例会において、直接避難について質問させていただき、直接避難の体制整備を求めたところ、その際には、障害者団体や支援団体の意見などを聞きながら、個別避難計画の作成を進めているところで、その中で、避難先として福祉避難所が位置づけられ、避難者や避難方法などが明記された場合、直接避難を可能とする方向で準備を進めているとの御答弁をいただきました。

そして、令和6年第1回定例会において、進捗状況を伺ったところ、個別避難計画の作成に合わせて、直接避難が可能になるよう、関係者との協議を進め、電源が常時必要な人工呼吸器を使用されている方のうち、電源を確保できる福祉避難所を避難先とした一部の方について、該当施設から直接避難の合意をいただいたとの御答弁をいただきました。なお、以前の答弁のケースのように、個別避難計画を作成し、施設との合意がある場合の直接避難先は、拠点福祉避難所に限定せず、福祉施設などとしていると聞いております。

以前質問をしてからだいぶ期間が開きましたが、福祉施設への直接避難の現状についてお聞かせください。

○議長（松坂吉則君） 危機管理監。

○危機管理監（相楽俊洋君） 直接避難の対象者につきましては、個別避難計画作成の過程において、避難先となる福祉施設等との事前の合意が得られた方としております。

また、昨年度には、直接避難の対象となり得る方の要件を整理し、具体的には、人工呼吸器を使用している方のうち、最寄りの避難所では電源の確保が困難な方などを対象としております。

こうした考え方にに基づき、現時点において、施設との直接避難の合意が得られている方は、9名となっております。

○議長（松坂吉則君） 渡邊惟大議員。

○11番（渡邊惟大君） ありがとうございます。

直接避難の体制が整ってきていることを大変評価いたします。市の職員の努力と施設の御協力に感謝いたします。さらなる直接避難の整備が求められると思います。

福祉施設への直接避難の今後の取組について、伺えればと思います。

○議長（松坂吉則君） 危機管理監。

○危機管理監（相楽俊洋君） 直接避難には、受入れ先となる施設の理解と協力が不可欠であることから、関係者との意見交換や情報共有の場を活用しながら、直接避難の必要性について、丁寧な周知を行ってまいります。

また、個別避難計画の作成過程においては、個別の施設に対して、計画作成を委託している介護支援専門員などと連携し、直接避難の受入れの理解を求めてまいります。

令和8年度は、新たに100名の方の個別避難計画を作成する予定としており、計画作成の進展に伴い、直接避難の対象となる方の把握や受入れ調整が進むことで、直接避難を拡大できる可能性があるものと考えております。

今後も個別避難計画の作成を着実に進め、直接避難の対象となり得る方が確実に直接避難できるよう、引き続き取り組んでまいります。

○議長（松坂吉則君） 渡邊惟大議員。

令和8年第2回定例会会議録第8号（6月22日）

○11番（渡邊惟大君） ありがとうございます。

本年度も、個別避難計画を積極的に作成し、直接避難の対象となる方が確実に直接避難できるよう、整備を予定しているとのこと、分かりました。引き続き、取組をお願いいたします。

また、せっかく、直接避難体制を整えていますので、その状況をウェブサイトなどで発信しても良いのではないかと思います。千葉市のウェブサイトには、拠点福祉避難所への直接避難はできない旨は書かれていますが、福祉施設への直接避難については書かれていません。市民や他市に千葉市が取り組んでいないと誤解をされてしまうかもしれません。ウェブサイトなどで発信をすれば、障害のある方の安心につながり、また、個別避難計画の作成が進むのではないかと思います。また、他市の参考になることもあるかもしれません。

以前の一般質問において、障害のある方が、迷惑をかけてはいけないという思いや、また、避難所で嫌な思いをしたことで、避難所への避難を躊躇した話や、避難所に行っても横にならず、車椅子に乗ったまま過ごしていた方のお話が紹介されている飯田基晴監督のドキュメンタリー映画、逃げ遅れる人々東日本大震災と障害者に触れました。千葉市においては、災害時にドキュメンタリー映画のような事例が発生しないよう、障害のある方が適切な避難場所に安心して避難できる体制の整備に引き続き取り組んでいただくようお願いいたします。では、次に移ります。

次に、道路上に設置されたエレベーターの利用の考え方についてです。

先日、車椅子で電車通勤をする市民の方より、駅前の跨線橋のエレベーターが自転車が多くてなかなか乗れないという指摘がありました。私自身、電動車椅子での移動で、特に、一応、多少待てば乗れるので不便は感じませんが、朝などはそうも言っていられないということは理解いたします。

道路上に設置されたエレベーターは、商業施設等の優先エレベーターとは違い、自転車を含めて誰もが利用するということが想定されています。そのため、利用の考え方について、分かりにくいところがあると思います。

改めて、道路上に設置されたエレベーター利用の考え方について教えてください。

○議長（松坂吉則君） 建設局長。

○建設局長（山田裕之君） エレベーターは、車椅子使用者をはじめ、高齢者、ベビーカー使用者等、全ての利用者に対して円滑に移動できる手段として設置しているものです。

誰もが利用できることから、自転車も押して乗せることは可能ではありますが、高齢者や障害のある方などに対し、思いやりを持って御利用いただくことが必要と考えており、これらの方が優先的に利用できるよう、配慮する旨を施設に掲示し、周知に努めているところでございます。

○議長（松坂吉則君） 渡邊惟大議員。

○11番（渡邊惟大君） ありがとうございます。

自転車を含めて、誰もが利用できるが、高齢者や障害のある方などに対して思いやりをもって利用していただくことが必要ということで周知をされているとの考え方については、理解いたしました。

以前から、エレベーターの横には自転車利用の方に対して、車椅子やベビーカーを優先してくださいとの掲示があり、土木事務所さんのほうから呼びかけを、丁寧に呼びかけをしていると認識しております。

スライドを御覧ください。

先日、美浜中央土木事務所さんのほうに市民の声をお伝えしておりまして、その後確認したところ、以前白色だった掲示の紙を黄色に変更しており、目立つようになっておりました。御対応ありがとうございます。

ただ、市民の方からは、今も自転車がなくてなかなかエレベーターに乗れずに困っているという御連絡をいただいております。引き続き理解を呼びかけていただくようお願いいたします。

また、自転車利用者が多い場合は、例えば、階段に自転車用スロープをつけ、自転車の人がエレベーターを使わないで済むようにするのも1つの方法として検討できるのではないかと思います。

一方で、エレベーター利用については、見た目で障害があると分からない方についても、配慮が必要であると思います。10年以上前のことになりますが、私が駅のエレベーターに乗った際、見た目では障害がないように見える若い男性が乗ってこられたのですが、よく見ると鼻にチューブをつけて酸素ボンベを引っ張られておられました。その際にその男性が、僕は酸素ボンベ使っているんですと、私や杖をつかれた高齢者など周りの乗客の人たちにその事を一生懸命伝え、申し訳なさそうにしていたことが強く印象に残っております。おそらく、エレベーターや優先席をその方が利用する際に障害がないと誤解を受けて注意をされるなど、嫌な想いをしたことがあるのではないかと思います。今はヘルプマークなどがありますが、そのヘルプマークも十分に周知されているとはいえないと思います。

見た目では分かりにくい障害のある方についても、エレベーターなどを優先的に使用できるように、皆様へ配慮を呼びかけていただくよう提案いたします。また、例えば、配慮を呼びかけるような掲示に対して、ヘルプマークも掲示して、ヘルプマークを付けた方への配慮も呼びかけるなども、その1つではないかと思っております。引き続き、配慮の呼びかけをお願いしていただくよう、改めてお願いいたします。

3つの項目を、今回質問させていただきましたが、御丁寧な御答弁ありがとうございます。

では、以上で私の一般質問を終わります。御清聴ありがとうございました。（拍手）

○議長（松坂吉則君） 渡邊惟大議員の一般質問を終わります。

一般質問を続けます。21番・栢澤洋平議員。

〔21番・栢澤洋平君 登壇、拍手〕

○21番（栢澤洋平君） 日本共産党千葉市議会議員団の栢澤洋平でございます。

それでは、通告に従いまして一般質問を行います。

初めに、中学校における登下校の服装について伺いたいと思います。

スライドを御覧ください。

近年の地球温暖化は年々深刻さを増しておりまして、本市の4月の平均気温の月平均値でございます、30年前を見ますと1996年には12.1度だったものが、2026年には16.8度と、実に4.7度も上昇いたしております。

先般、中学生を通わせる保護者から、4月までは制服登校で上着のブレザーを先生の許可がなければ脱いだはいけないというようなルールの下で、その日は25度を超える夏日だったということだったんですね。お子さんが汗だくとなって、熱中症のような症状になったということで、いわゆる制服着用ルールの改善を求める声が寄せられたところであります。

そこで伺います。

令和8年第2回定例会会議録第8号（6月22日）

本市の中学校における、体操服・ジャージでの登下校の開始時期について、4月、または、5月からとルールを決めている学校数について、お示しをください。

以上で、1問目の質問といたします。（拍手）

○議長（松坂吉則君） 答弁願います。教育次長。

○教育次長（中島千恵君） 体操服・ジャージでの登下校の開始時期につきましては、4月下旬開始が7校、5月開始が43校となっております。

○議長（松坂吉則君） 梶澤洋平議員。

○21番（梶澤洋平君） 今の御答弁ですと、5月開始43校ということで、大変多い形になっているということでもあります。先ほども申し上げたとおり、やはり温暖化が非常に進行している中でありまして、5月には真夏日を観測する日も増えているということで、子供さんたちのやはり健康を最優先するという観点から、市立中学校における、この制服着用義務、体操服・ジャージ登校の開始時期を5月としているんじゃないくて、これやはり前倒しをしていくということ、同時に、やはり子供さんの判断で、着脱判断をしっかりとさせていただくと。こういうルールの改善を求めたいというふうに思いますが、いかがですか。

○議長（松坂吉則君） 教育次長。

○教育次長（中島千恵君） 本市では、4月下旬に市立中学校等に対し、気温などが高い時期における登下校時の服装の扱いについてを発出しております。この中で、近年の気象状況を鑑み、登下校時の服装につきましては、原則として体操服やジャージを認めるよう周知しているところです。

これを受けまして、各学校においては、気象情報等や通学にかかる時間などの地域の状況、学校行事との関連、生徒や保護者の皆様からの声などを総合的に勘案し、運用開始時期を判断しております。

また、気温などの気象状況に応じた、生徒自身の判断による制服の上着の着脱につきましても、各学校で柔軟に対応しているところですが、改めてその考え方を共有してまいります。

今後も、必要に応じて通知文の発出時期を早めるなど、生徒の健康に留意した適切な対応となるよう努めてまいります。

○議長（松坂吉則君） 梶澤洋平議員。

○21番（梶澤洋平君） 今の答弁で、原則としては、体操服・ジャージ、これは認めているんだということでもありましたし、生徒自身の判断によって制服の上着の着脱についても柔軟に対応していると。私は今回、2つの学校から、そういった御相談を頂戴しました。ですから、今回は重要な答弁していますので、これ、必ず徹底をさせていただいて。例えば、その暑いという日に、じゃあ生徒が、じゃあその体操服・ジャージで行くといったときに、先生に怒られることがないように、ぜひこれ全校に指導、徹底をお願いしたいというように思います。

続いてのテーマでございます。

スライドを御覧いただきたいと思います。

動物愛護・動物福祉についてであります。ペット防災ですね。

これは、私は令和6年の一般質問で、新潟市のペット同伴避難所開設の事例を示しまして、いわゆるこの同伴避難、一緒にこう避難できる場所、これを求めてきました。当時は調査研究していくなんていう答弁ではございましてですね。

これ、スライドで示しているのが、愛知県の犬山市というところです。

以前、新潟市は、いわゆるインスタントハウスというものを使っていた。今回はこういうテントみたいな形ですね。プライベートルームを展開して、そこに一緒に同室避難をしているということでもあります。

そこで伺います。

ペット同行避難の全市及び緑区における最新の取組状況を伺います。また、市民要望も増加していますペット同伴避難所の開設に向けては、まずは、避難所訓練の実施など、ペット防災における取組のさらなる強化を求めますがいかがですか。

○議長（松坂吉則君） 危機管理監。

○危機管理監（相楽俊洋君） ペット同行避難の最新の取組状況ですが、台風等の風水害の際に、ペット同行避難が可能な避難所を各区1か所以上確保することを目指し、調整を進めているところです。また、ペットと一緒に避難できる車中泊避難場所の確保にも努めており、現在、市内11か所、緑区内ではDCM鎌取店、1か所を指定しております。

次に、ペットと同室での避難については、避難所内でアレルギーのある方への健康被害などリスクを伴い、避難所内に飼い主以外の避難者とは隔離された生活環境を確保する必要があるなど、課題も多くあるため、まずは、ペットと一緒に避難することが可能な車中泊避難場所の確保などに努めております。

引き続き、同伴避難に係る先進的な事例も参考に、調査研究していくとともに、避難所における同行避難でのペットの受入れを促進し、飼い主等に対しては、在宅避難や車中泊を含む分散避難の周知を強化することで、ペットと飼い主がともに避難できる選択肢の充実に取り組んでまいります。

○議長（松坂吉則君） 桃澤洋平議員。

○21番（桃澤洋平君） 今、車中泊11か所だということでありました。もちろん、これ大事なことだと思っています。ただ、一方で、車がない市民の方もいらっしゃるということで、じゃあその時に、やはり一緒にこう避難できる場所がないと行かない、避難しない、こういう判断のもとで、やはり、市民の命が失われるようなことは絶対あってはならないというふうに思いますので、ぜひ私は今回、提案しているのは、まずは1回、こう訓練してみましょよということなんです。課題はどこの自治体も一緒なんですから。これはまず、1回やっていただきたいということを強くお願いをしておきたいと思います。

続いて、スライド御覧ください。

動物愛護指導センターの建て替えについてであります。

先般、私、札幌市の動物愛護センターの視察をしてきました。円形の木造建築で市民の皆様からも親しみやすい訪れやすいつくりで、動物の譲渡においては、職員が、ちょっとあそこ見えづらいかもしれませんが、性格判断なんていうことで、カレーの甘さ辛さになぞらえて、表記をしているのなんていうのがありました。譲渡へのこういう努力は大事だなと思いましたし、一方で課題は、やっぱり多頭飼育崩壊がやはりあるという時に受入れの頭数に課題があるんだということは言われていまして、ぜひ今後建て替えるのであれば、やはり余裕を持った設計が必要だよというようなアドバイスを頂戴いたしました。

そこで伺います。

令和10年度開設予定で若葉区高品町に整備される（仮称）動物愛護センター、譲渡促進のためのふれあい室の整備、動物福祉の向上、そして多頭飼育崩壊時も受入可能なよう猫の収容頭

令和8年第2回定例会会議録第8号（6月22日）

数の拡充を求めてまいりましたが、具体的な整備内容について伺います。

○議長（松坂吉則君） 保健福祉局長。

○保健福祉局長（秋幡浩明君） 令和6年度に策定した整備基本計画に基づいて、譲渡促進を図るための、馴化部屋の設置、ガラス越しに譲渡対象の猫を目にすることができる部屋をエントランスに配置するほか、収容環境の改善として、犬猫の収容スペースの分離や空調設備の設置などを行います。

猫の収容頭数も拡充するとともに、多頭飼育問題や災害時の対応など、近年多様化する課題にも対応可能な設計となっております。

○議長（松坂吉則君） 樫澤洋平議員。

○21番（樫澤洋平君） ガラス越しのエントランスに配置をするんだということでありましたので、まさにこういうことになるんだろうというふうに思います。ぜひ今後、愛称を、そのセンターの名前、これまた市民の皆さん色々な意見があろうかと思しますので、ぜひ募集していただきたいというふうに思います。

続いて、スライドを御覧ください。

シニアカーの駐輪についてであります。

このシニアカーというのが、ちょっと左側のスライドにお示ししているわけですが、高齢者や移動に御不安がある方々を対象に設計をされた、免許不要の電動の移動手段というものでございまして、高齢化に伴いまして市内での利用者も増加をしています。先般、このシニアカーの利用者から、駅に駐輪できるようにしてほしい、こういう要望を頂戴いたしました。本市では、新たに4月から浜野駅、新検見川駅の周辺にある市営駐輪場において、この受入れの実証実験を開始したということであります。

そこで伺います。

高齢者の移動手段として増加をしているこのシニアカーにおいて、市内各駅の周辺にある市営駐輪場に駐輪スペースを確保するよう求めますが、実証実験の効果並びに今後の拡充について伺います。

○議長（松坂吉則君） 建設局長。

○建設局長（山田裕之君） 本年4月に実証実験を開始したため、現在は利用実態の把握に努めているところであり、効果検証につきましては、今年度末を目途に行うこととしております。

今後の拡充については、実証実験の結果をもとに、順次検討することとしております。

○議長（松坂吉則君） 樫澤洋平議員。

○21番（樫澤洋平君） 順次検討だということでありました。

ぜひ、私が要望を受けたのは誉田駅でありました。やはり高齢化している地域だとか、これは綿密にチェックしていただいて、要望のあるところ、どんどん設置をしていただきたい、ということではあります。

続いてのテーマであります、緑区の住みよいまちづくりについてであります。

初めに、下大和田町の産業地整備でございしますが、以前、希少動物がキツネだとか生息するということで、いわゆる環境省の生物多様性保全上重要な里地里山に指定をされているということで、保全を求めてきたわけでございます。その後、開発計画における準備書というのが計上されている。それが、今回左側にある図面でございます。あの赤い点線がある所。従前は、あそこに里山がありましたと。でも、今回はそれを除外するんですということで、変更がなさ

れてきたということでもあります。これ自体は、市民意見に沿った対応だということで一定の評価ができるものでありますが、一方でちょっと右側見てください。この市民団体が環境保全してきた谷津田なんですけど、今ちょっとこれ入れなくなっている、立入禁止となっているということで、むしろこの谷津田が荒廃しているじゃないかということで、市民の皆様から懸念の声があるということでございます。

その上で伺います。

下大和田町での、この76ヘクタールもの産業用地整備において、谷津田の区域が除外をされたということでもあります。市としては、これで保全は十分なのかと考えるのか。今後、準備書において周辺の緑地、そして環境保全を強く求めるべきではありませんか。また、この環境保護団体、谷津田の保護団体の立入禁止とした状況。これ、やはり市の谷津田保全に関する考えと異なるんじゃないかなというふうに思うわけでありまして、その点は指導改善を図っていただきたいと思います。いかがですか。

○議長（松坂吉則君） 環境局長。

○環境局長（堺 逸樹君） 事業者から提出された準備書について、環境影響評価条例に基づき、住民等の意見を募集するとともに公聴会を開催しております。現在は、環境影響評価審査会において、谷津田の保全の観点を含めまして、審議を行っているところでございます。

今後、審査会や住民等の意見を踏まえ、事業者に対し、環境保全の見地からの市長意見を発出することとしております。

○議長（松坂吉則君） 樫澤洋平議員。

○21番（樫澤洋平君） これから市長意見を出すんだということでありました。

ぜひ、色んな声が来ています。例えば、道路の問題大丈夫なのかとか、取り付け道路のところ大丈夫なのかとか色んな声が来ていますし、私は何よりもやはり、この保護団体、団体が、やはりこう活動されて、例えばあそこで環境教育なんてことをやっていただいていたわけでありまして、やはり市としても、その団体の方をもう少しエンパワーメントしていくような調整、またはフォローアップをお願いしたいなというふうに思います。

続いて、スライドを御覧ください。

これ菅田駅前線でございます、左側、鎌取側歩道です。用地が一部取得できてきたということで、安全に歩けるようにしてほしいということで、お声を頂戴しております。

菅田駅前線の、この鎌取駅側の歩道、左側の方。これ安全に歩けるように暫定歩道整備を求めるかどうか。また、土気側歩道、長年、私もこちら側、まず優先してやろうということを求めてきましたが、今後の整備内容、整備スケジュールについてお聞かせください。

○議長（松坂吉則君） 建設局長。

○建設局長（山田裕之君） 土気側の歩道については、今年度、終点部となる市原市側の約130メートルを幅員約5メートルで整備する予定としており、残る区間については、埋設物の移設が完了したのちに行うこととしております。

また、これまでと同様に、用地取得が完了した箇所について、暫定の歩道整備を行っていくこととしており、鎌取側の2か所の取得済み用地について、来月末までに整備を予定しております。

以上でございます。

○議長（松坂吉則君） 樫澤洋平議員。

暫 定 版

※確定版の会議録ではありません。今後修正される可能性がありますので、御注意ください。

令和8年第2回定例会会議録第8号（6月22日）

○21番（梶澤洋平君） ちょっと建設局に要望したいのは、今、5メートル幅員の歩道がということでありました。かなり誉田地域も高齢化してしまっていて、駅までの歩道において、ベンチを設置してくれという要望をいただいています。ぜひ今回、正式な歩道整備をするに当たって、そういったところも含めて、設置の対応をお願いしたいというふうに思います。

それでは、スライドを御覧ください。

これ、生実本納線平面交差点についてでありまして、市原市境ということでありまして。この平面交差点は、交差点改良をして新たな信号機設置を、これ右側にあるほうからこうちゃんと、感应式で出られるようにということで、この間、議会で取り上げてきたわけですが、市原市による、この用地取得の進捗状況、今後の交差点改良の見通しについてお聞かせください。

○議長（松坂吉則君） 建設局長。

○建設局長（山田裕之君） 交差点改良に向け、現在進めている用地取得の準備が整ったのち、用地交渉に着手すると伺っております。

○議長（松坂吉則君） 梶澤洋平議員。

○21番（梶澤洋平君） スライドを御覧ください。

これ、羽田空港行きバスなんですけども、これ鎌取駅の、いわゆる時刻表をちょっと映しておりますということで、当然ながら鎌取駅、誉田駅、土気駅と羽田空港行きのバスがありました。これ、コロナ以降赤字になっているところ、運休だっていうことで、リムジンバスになっているわけですが。市民の皆様から、復便を求める声を頂戴してしまっていて、ぜひ、羽田空港便の復便に向けまして、市からの働きかけ、支援を求めますがお答えを伺います。

○議長（松坂吉則君） 都市局長。

○都市局長（鹿子木靖君） バス事業者からは、羽田空港から千葉駅方面への高速バスは相当数運行されていることや、運転手不足が続いていることから、現時点では復便は難しいと伺っておりますが、引き続き、事業者へ地元の要望を伝えてまいります。

○議長（松坂吉則君） 梶澤洋平議員。

○21番（梶澤洋平君） これ、ちょっと運休になっていると、なかなか別の会社が運行できませんから、ちょっとこれ、ずーっと未来永劫運休ってわけにはいかないと思うんですよ。そのへん、しっかりと対応を図っていただきたいということ、強くお願いしたいと思います。

続いて、スライドを御覧ください。

これ、あすみが丘の自動運転バスということで、先般、あすみが丘地域でレベル2の自動運転バスの実証運転の試乗をしてみました。もちろん、低速ではあったんですが、走行と停止、これシステムが制御しながら自動運転の体感をして、技術の進化を感じたところでございます。

その上で伺います。

あすみが丘で、自動運転バスの本格運行に向けたスケジュールについて伺います。

また、万博EVバスなんかが、このいわゆる安全性で運行停止となったこともあります。本格運行に向けては、やはり何と言っても安全性向上に向けた取組、そして、これもう車両がとにかく高いので事業者への車両購入補助が必要と考えますが見解を伺います。

○議長（松坂吉則君） 総合政策局長。

○総合政策局長（藤代真史君） 国は令和9年度中に、全国100か所以上での自動運転移動サ

ービスの実現を目標として掲げており、これを念頭にいたしまして、先の実証走行により明らかになった課題も踏まえ、引き続き、社会実装を目指して取組を進めていくこととしております。

安全性向上に向けた取組につきましては、現行制度では、実際に使用する車両を用いて、各地域、各路線において個別に実証を重ね、技術実証など課題の整理を行う必要がありますことから、社会実装に向けまして、さらなる実証走行に取り組んでまいります。

また、自動運転バスの車両購入が交通事業者に大きな負担となることは十分認識をいたしております。国の補助制度等も活用した負担軽減が必要と考えており、九都県首脳会議や本市の国の施策及び予算に関する重点要望、いわゆる緑本により、国に要望を行っているところでございます。

○議長（松坂吉則君） 梶澤洋平議員。

○21番（梶澤洋平君） スライドを御覧ください。

これが、次は泉谷中学校の老朽化対策ということで、先日、市民から御相談を受けました。現地で視察すると、左、剥がれた廊下なんていうのもありまして、一方で、音楽室と職員室には家庭用エアコンがついているということで、右側の写真見てください。家庭用のエアコンなんです、ここ。とにかく暑いということで熱中症被害が出ています、なんていうことでありましたんで、これについてちょっとただしたいと思います。

泉谷中学校校舎は、廊下の剥がれなどが進行しており、早急な修繕、大規模改造工事の実施を求めますが、今後の対応についてお聞かせください。また、今年度、体育館へのエアコン設置工事を予定しているというのは承知をしているわけですが、この音楽室と、そして職員室、この家庭用エアコンで熱中症被害が出ていますから、1日も早く、このエアコン工事を実施していただきたい。お願いを申し上げます。いいですか。

○議長（松坂吉則君） 教育次長。

○教育次長（中島千恵君） 泉谷中学校では、今年度、屋内運動場の改修を予定しており、校舎につきましては、今後、限られた予算の中で優先順位を踏まえながら検討を進めてまいります。

なお、各諸室の冷暖房設備は、必要に応じて増設等の対応を図ってまいります。

○議長（松坂吉則君） 梶澤洋平議員。

○21番（梶澤洋平君） 増設を図っていくということなんで、これぜひ早くやっていただきたいと。予備費等はあると思うんで、1台、2台、速やかに対応をお願いしたいと、いうふうに思います。

続いて、緑区のまちづくり、最後のテーマになっておりますが、スライドを御覧いただきたいと思います。

おゆみ野地域の葬祭場建設計画ということで、スライドお示ししていますのが、1、2、3か所ということで、1か所目はいわゆるバザール通り、中央3丁目の。2か所目もバザール通り。3か所目が区役所前と、マンションの横ということになってくるということでございまして、もちろん、この家族葬のニーズというのが、多死社会に向けて増えている。市内の葬祭場の建設届というのは、令和7年度には9件にも及ぶなど増加をしているんだということであります。ただ、いきなり3か所だということで、非常に地域の皆さんからもなぜだと。説明会では、責任者の出席がなくて、持ち帰るとの返答で納得できるものではないなど、色んな声が届

令和8年第2回定例会会議録第8号（6月22日）

いているわけでございます。

そこでまず伺いますが、おゆみ野地域で3か所の葬祭場建設において、地元説明会の開催状況、参加者数、反対署名提出状況をお示しください。

○議長（松坂吉則君） 都市局長。

○都市局長（鹿子木靖君） 地元説明会は、計画されている施設ごとに2回ずつ実施したとの報告を、それぞれの事業者から受けております。

説明会には、少ない場合で7名程度、多い場合では50名程度の参加があったと聞いております。

なお、反対署名については、1つの施設について、署名を受け取ったと事業者から報告を受けております。

○議長（松坂吉則君） 樫澤洋平議員。

○21番（樫澤洋平君） 一つの事業所、反対署名があるということでありました。私、実際、おゆみ野中央、1のところ、おゆみ野中央地区の住民から反対署名が、284筆、なんとこれ自治会の世帯数で言うと75%に及ぶということございまして、これだけの反対の意を表明しているということです。2回説明会開催されたんだと。ただ、質問に対して持ち帰りますとかいうのが多くて、文字どおり、こう住民の理解が進んでいるとはいえない事態だという事なんです。

そこで伺いますが、自治会の約8割に及ぶ住民反対の意思をどのように受け止めているのか。2回の説明会で住民理解は得られたと考えているのか、本市の見解をお聞かせください。

○議長（松坂吉則君） 都市局長。

○都市局長（鹿子木靖君） 当地区の計画に対し、反対の意思を示されている住民の方々がいることは認識しております。説明会では、御意見や御質問があったと報告を受けており、引き続き事業者による丁寧な説明が必要であると考えております。

○議長（松坂吉則君） 樫澤洋平議員。

○21番（樫澤洋平君） 丁寧な説明が必要であるという認識でありました。

その上で、スライドを御覧いただきます。

私は、先般、葬祭場の指導要綱が先進的である荒川区を視察してきました。千葉市のやつは左側、荒川区のやつは右側ということでお示しをしています。例えば、事前協議段階での自治会への説明等を図ることや、あそこ赤字にしていますが、近隣関係住民との協定を締結すると、かなり踏み込んだ中身の要綱改正をしたということで、平成7年以降、葬祭場の建設は0件だということなんでございます。千葉市の要綱で言うと、例えば半径100メートルの個別訪問、説明会のどちらかの方法だと、不在の場合は資料を投函するということでありましたので、今後、やはり、個別訪問だと住民の意見が十分に反映されないんじゃないかということもありまして、改善が必要だというふうに思います。今後、市内全域で、こういう建設に伴う紛争やトラブルを防ぐための実効性ある対応が必要であるというふうに思いまして、これは本市の住環境保全上、今後極めて重要な課題になるんじゃないかなという点で、ぜひ神谷市長の見解をお伺いしたいと思います。

おゆみ野地域の3か所の葬祭場計画には、住民からの反対の声も多くて、また、その説明会でも住民理解が図られていないということでありまして、事業者への計画地の変更を含めて、住民に寄り添った対応を図るよう指導すべきと考えますが、見解をお聞かせください。また、

同時に、この葬祭場の事前計画段階で自治会や住民説明会を開催する、あるいは、近隣関係住民との協定を締結する、こういう荒川区のように適切に住民理解を図るような指導要綱改正の検討を求めますがいかがですか。

○議長（松坂吉則君） 都市局長。

○都市局長（鹿子木靖君） 事業者に対しては、本市への事前相談の段階から、要綱に基づき、住民へ個別説明を行なった上で、要望があれば説明会を開催するよう求めるなどしてきたところであり、引き続き周辺住民の理解が得られるような丁寧な対応を行うことを指導してまいります。

また、要綱を直ちに直す予定はございませんが、他自治体の事例も参考にしながら、事前計画段階における地域への情報提供や住民説明の在り方等について研究してまいります。

○議長（松坂吉則君） 柊澤洋平議員。

○21番（柊澤洋平君） スライドを御覧ください。

これ、おゆみ野中央3丁目の葬祭場計画の場所、また標識の設置なんですが、見ていただくと分かる通り、左マンションがあって、右側にアパートがある。その奥には住宅地がたくさん広がっていますというところになっています。

私は今回、やはり住民の皆さんといろいろな会話して思ったのは、これ、あそこにありますように標識の設置が4月7日だと。意見の申し出は、5月8日だと。いきなりあれがボコンと立って1か月で意見出してくれみたいな話になるということで、住民の皆さん、非常に困惑をしているということなんですね。つまり、私が言いたいのは、この荒川区のように、土地を取得する前にしっかりと事前に住民に説明をしていただく理解を得ると、あるいは協定を結ぶと、そこまでのプロセスをしっかり盛り込んでいただくということで、こういったトラブル、紛争が少しでも減らしていけるんじゃないかなと、こういう先進的な自治体の取組を、ぜひ学んで、対応を強く要望しておきたいというふうに思います。

最後のテーマであります、企業立地と賃上げについてということでもあります。

企業立地予算が平成24年に1億円だった、今は21億円になりましたということで、この間、本市では毎年多数の企業立地が進んで、雇用効果、税収効果がある。ただ一方で、企業が限られてしまうという面で、税金の使い方として見直しを求めてきました。

企業立地補助金の補助額や補助期間をどのように見直したのか、予算削減効果を含めてお示してください。

○議長（松坂吉則君） 経済農政局長。

○経済農政局長（安部浩成君） 雇用創出や税源涵養の観点から企業立地を推進しておりますが、補助制度については毎年度見直しを行っております。

主な見直し内容としては、千葉県補助制度が充実してきたことなどを踏まえ、固定資産税や法人市民税など、税に係る補助期間を1年間短縮いたしました。また、コロナ禍後、一時的に要件を緩和してまいりました、土地・建物を含まない機械・設備のみの投資への補助を廃止いたしました。

予算への影響額は、過去の傾向から機械的に試算すると、令和10年度に3億円、12年度以降には年間7億円程度の減となりますが、実際は、企業の立地件数や投資内容、業績動向など、様々な要因によって変動するため、あくまで試算値となります。

今後も、雇用創出と税源涵養の効果を目指し、県の補助制度も活用しながら、企業誘致に努

令和8年第2回定例会会議録第8号（6月22日）

めてまいります。

○議長（松坂吉則君） 梶澤洋平議員。

○21番（梶澤洋平君） 今、答弁ありました。重要な答弁です。令和12年には、7億円の見直しになるんだと、いうことでありました。

私が言いたいのは、最後は、実質賃金が上がっていません、日本だけが。これだけ上がらない国っていうのは日本だけなんです。ぜひ賃上げ支援に、その、予算、施策を真剣に取り組んでいただくことを強く要望いたしまして、私の一般質問とさせていただきます。

ありがとうございました。（拍手）

○議長（松坂吉則君） 梶澤洋平議員の一般質問を終わります。

一般質問を続けます。25番・阿部智議員。

〔25番・阿部 智君 登壇、拍手〕

○25番（阿部 智君） みなさん、おはようございます。自由民主党千葉市議会議員団の阿部智です。

傍聴に来られている方、梶澤議員の傍聴もよろしいかもしれませんが、私の質問も、また一つ味があっていいと思いますので、ぜひせっかくの機会ですので、聴いて帰っていただくと、大変うれしいと思います。

それでは、通告に従いまして一般質問をします。

まず初めに、稲毛区における市街地へのデータセンター建設に係る対応についてでございます。

私がこの質問をしようかと思ったいきさつじゃないですけど、これにつきましては、皆さんも御存知のように、印西市の事例が発生したからでございます。

改めてまとめますと、駅前の商業地域に、大規模マンションの近くに高さ50メートル以上の巨大なデータセンターが設置されるということでございます。

要するに、こういうことが、千葉市もおこるんじゃないかっていう問題提起でございます。

千葉市全体でやると、時間も、そしていろいろかかる所でございますので、私は、ここにも書いておりますように、稲毛区でどういうふうになっているかっていうことを伺います。

そして、稲毛区も、稲毛の駅前、そしてインターチェンジの周辺とかいう、非常に気を付けなければいけない地域がありますが、その中でもJR稲毛駅周辺でどういうふうになっているかということについてお話しさせていただきたいと思います。

先ほどお話ししたように、印西市のような住民紛争とかをおこさないために、市として、先手を打ったこの立地のガイドライン策定とか地区計画によるゾーニングを、もう今の段階ですべきであると思います。そういう中での質問でございます。

住民とか、地域の方が直面している懸念というのは、もう御存知のように景観とかの問題だけではなくて地域経済の貢献があまりにも低いですね。

先ほど、梶澤議員が雇用のお話しされていましたが、データセンター、確かに税金入ってくるかも知れませんが、雇用はほとんど生まれません。

そして、私も駅前の商店街の会員ではございますが、この周辺店舗への経済波及効果なんていうのは、まったく期待ができないということです。まちづくりを考えるうえで、致命的な欠陥があるわけですね。それから、電気、水を使う環境的な負荷、そして、私はあの駅前に、マンション持っていますけど、その資産価値も下落していくっていうことが懸念されます。

そこで伺います。

稲毛区の市街化区域内にデータセンターが計画される場合、用途地域によって制限等はあるのか、お示しください。

以下、質問席で質問します。御答弁よろしくお願いします。（拍手）

○議長（松坂吉則君） 答弁願います。都市局長。

○都市局長（鹿子木靖君） データセンターの建築基準法上の用途区分は、施設用途や設備構成などにより異なります。一般的には、事務所や倉庫として取り扱われることが多く、立地の可否は各用途地域における建築制限に基づき判断されます。

稲毛区の市街化区域内においてデータセンターが計画される場合、第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域では、建築が原則として認められておりませんが、その他の用途地域では、施設の規模や設備内容によって立地が可能となります。

個別の計画については、建築物の具体的な用途、規模、設備内容等を確認の上、関係法令に基づき、適切に判断してまいります。

○議長（松坂吉則君） 阿部智議員。

○25番（阿部 智君） ありがとうございます。

稲毛駅周辺ってお話ししましたが、海側、あと反対側、東口側ってことであります。私は、今回この東口側、住所でいうと小仲台ですね、1から9丁目までありますが、そのあたりの所を考えてみたいと思いますが、まず結論から言いますと、この第一種住居地域に相当する部分、小仲台2丁目、3丁目になってきます。例えば、3丁目、4丁目、小仲台振興会に相当する部分ですけど、つくろうと思えばつくることができますが、そこは地区計画として、そういうのができないということと、あと一つの土地単価がめちゃくちゃ高いのと、それから区画が小さいってことで、データセンターっていうのは非常に難しいかなと思います。

やはり現実問題にすると、この小仲台2丁目、商業地域、第一種住居地域というところでございまして、結論から言いますと、稲毛の駅前に、私がもうずっと言っております、旧J Tの跡地の場所に、つくろうと思えばこれつくれるわけですね。ここは、もう地域の皆様は、ずっと塩漬けになって、地域のためにいいものができるのかって、非常に期待しているのに、もし、データセンターできますと、理論上できるわけですから、なると、もうとんでもないこととございまして、それを予備的に、やはり阻止していかなきゃいけないというのが私の役目だと思っております。

改めて確認しますが、データセンターっていうのは、これ市街地に建てられます。これ、もう、法的な盲点があるわけとございまして、これは建築基準法上の用途が事務所扱いということですので、実質的には巨大な工場、倉庫という性質を持っておりますけど、そういう区分がありません。

それから、商業地域とか、つくると言われた時に、これはもう、役所は来たものはきちっと認めざるを得ないということになってしまいます。

そこで伺います。

現状において、市街化区域内でデータセンターが計画された場合、本市ではどのように対処することになっているのでしょうか。

○議長（松坂吉則君） 都市局長。

○都市局長（鹿子木靖君） データセンターは、一般の建築計画と同様に、一定規模以上の建

令和8年第2回定例会会議録第8号（6月22日）

建築物の場合は、景観法に基づく行為の届出が必要であり、建築物の配置や形態意匠、敷地の緑化などについて、周辺との関係に配慮し、調和のとれた景観が形成されるよう指導してまいります。

また、建築物の高さが一定以上である場合は、千葉市中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例により、近隣住民への事前説明や計画の周知が義務づけられており、日照への影響や電波の受信障害の対策などについて、快適な住環境の保全及び形成が図られるよう、指導してまいります。

○議長（松坂吉則君） 阿部智議員。

○25番（阿部 智君） 近年データセンターの需要が高まりまして、地域の住環境、景観との調和を図ることは急務であります。なかなか対応が難しいというなかで、でも考えていかなきゃいけない、その点で、数少ない対応の一つとして地区計画というものが考えられます。

そこで伺います。

同制度の活用や独自のガイドラインの策定等によって、その立地を一定程度規制する必要があるのではないのでしょうか。

○議長（松坂吉則君） 都市局長。

○都市局長（鹿子木靖君） データセンターは、施設の用途、規模、設備内容等が様々であることや、立地する地域の特性により、周辺への影響の程度が異なるものと考えられることから、立地の規制の在り方について、国や先行自治体の動向などを注視しつつ、調査・研究を進めてまいります。

○議長（松坂吉則君） 阿部智議員。

○25番（阿部 智君） ありがとうございます。

御答弁、計画がなされた際ってというような、来たら対応するというような御答弁に聞こえるんですね。でもそれでは遅いんです。それで、今、印西市さん、大変な思いをされてらっしゃいますので、これはもう千葉市としてこういう駅前とか、本来街のにぎわいをつくらなきゃいけないような所は、絶対につくらせないというようなメッセージをしっかりと伝えていかないと、これは本当に大変なことになってしまいます。ぜひ、その対応を考えていただきたいと思います。

そもそも、民間の土地ですから、何をしようと勝手だろうと言われるとそれまでで、引き下がっちゃいけないところですが、これは、あそこの今所有者はイオンモールさんでございますので、イオンモールさんに、しっかり、議会でこういう質問が出て多くの市民の方、住民の方が不安に思っているのも、そういうことのないようなコミュニケーションをしっかりとっていかなきゃいけないわけでありまして、これはもう局長じゃありませんね、担当の橋本副市長とか、市長におかれましては、こういうトップの方とコミュニケーションをとる機会があると思いますので、ぜひそういうことがないように、もう事前からコミュニケーションをとっていただきたいと思っていますところでございます。

もし、今の段階で、商業地域に建てる場合、申請された場合は、今の千葉市のルールでは印西市と同じように住民が直前まで知らないで、市も法的に認められないという状態が、もう絶対に起こります。こういうことがないように、国や他の自治体の動向を待つだけでなく、本市独自の、データセンター建設等に係る配慮指針とか、ガイドラインみたいなものを、早期に策定しまして、事業者に対して立地や設備配置等の一定の規制・誘導を行うべきであるという

ことをお伝えして、この質問を終わりにしたいと思います。

次は、デジタル庁が開発した業務補助システム源内の活用についてございます。これは、要するに、千葉市の職員の皆様が業務するに当たって、A Iをしっかり活用していきましょうということの提案でございます。

私は、令和6年第3回定例会の一般質問におきまして、議会答弁におけるA Iの活用という質問をさせていただきまして、これは議会答弁だけに限った提案でありましたが、今回は、一般的に使ってはいかがでしょうかというお話しでございます。

私、いつも議会の質問するときに原稿を作らないんですね。原稿作る時間がなくて、私は本当に久々に原稿を作成しましたけどこれは、初めてA Iを利用させていただいて原稿を作ったわけでございます。なかなか、特に、私も自分なりに勉強しておりますが、こういうシステムとか、部分に関しては、私も知識が少ない部分もありますので、こういうのをやっぱり補っていただくということで、非常にA I、充分活用できました。よりまして、久々の原稿を読んでいたと思うしております。それでは、頑張ります。

近年、生成A Iの活用が進む中、本市においても業務効率化等の観点から活用が進められているものと認識しております。

一方で、生成A Iの利用にあたりましては、個人情報や機密情報の外部送信による情報漏洩等のリスクが指摘されておりまして、特に海外製の生成A Iの利用にあたりましては、行政情報の海外への流出等が懸念される所でございます。

そこで伺います。

本市における生成A I利用に当たっての個人情報・機密情報の取扱いにおける対策についてお答えください。

○議長（松坂吉則君） 総務局長。

○総務局長（中尾嘉之君） 本市では、令和5年11月に、生成A Iを利用する際の注意点などを取りまとめたガイドラインを策定したうえで、全庁で生成A Iの利用を開始し、業務の効率化に取り組んでおります。

当該ガイドラインにおきまして、本市が生成A Iに送信する情報資産は原則としてホームページ等で公開している情報に限定し、個人情報を含めた機密性の高い情報を送信しないこととしているほか、本市が送信した情報を生成A Iに記憶させない設定とすることなどにより、生成A Iを安全に利用するための対策を実施しております。

○議長（松坂吉則君） 阿部智議員。

○25番（阿部 智君） ありがとうございます。生成A Iを推進していることは分かりましたが、機密性の高い情報を扱わないことでは、自治体業務における活用に当たって制約があるものと思われま。

報道ベースでございますが、デジタル庁が開発している業務補助システム源内につきましては、国が全府省庁の職員約18万人による大規模な実証実験を始めたと聞いております。

情報漏洩等の懸念から生成A Iの活用には制約がある中、それを解決するための取組が源内であると考えておりまして、自治体活用への展開など、大いに期待する所でございます。

そこで伺います。

本市における源内の活用に関する考え方についてお答えください。

○議長（松坂吉則君） 総務局長。

令和8年第2回定例会会議録第8号（6月22日）

○総務局長（中尾嘉之君） 源内は、デジタル庁が構築を進めている、生成A I利用環境であり、政府統一セキュリティ基準に準拠した安全な環境において、汎用的な機能に加え、行政実務に特化した機能を利用できるものです。

現時点におきましては、国の全府省庁において実証受験を行っている段階であり、地方自治体における利用可否につきましては、明確になっておりません。

また、令和8年4月に、源内に搭載されている機能の一部が、誰でも利用可能なオープンソースソフトウェアとして公開されましたが、利用するためには、その基盤となるクラウドサービスなどの環境整備が別途必要となり、相応の費用がかかるものと想定されます。

そのため、本市における源内の活用につきましては、自治体の利用料負担の有無などを見極めながら、必要に応じて他のサービスと比較の上で活用の是非を検討するものと考えております。

今後も、国や他自治体の動向を注視しながら、業務効率の向上に取り組んでまいります。

○議長（松坂吉則君） 阿部智議員。

○25番（阿部 智君） 御答弁ありがとうございます。御答弁では、相応の費用が想定されているため、ほかのサービスと比較するとの慎重な姿勢も示されましたが、そもそもデジタル庁が源内をO S S化した狙いは、自治体等における類似システムの重複開発を防いで、社会全体の開発コストを下げることにあるわけです。

既に民間市場やD X支援団体等においては、この源内をベースとして、自治体が極めて安価に、かつ自治体専用のL G W A N回線環境でも安全に利用できる環境構築サポートやパッケージの提供が始まっていると聞いております。

本市が独自にゼロから安全なA I環境や、行政実務用のアプリを開発・調達すれば、膨大な費用がかかりますが、国が予算を投じて開発した源内の仕様をベースに調達仕様書を作成すれば、要件定義の効率化など、そして品質確保が同時に図られまして、導入コストを最小限に抑えることが可能になると思われれます。

限られた行政資源の中で、市民の利便性向上と業務効率化を両立させるためには、セキュリティを担保した上で、取り扱う情報資産の拡充を進めることが不可欠であると思っております。

本市におかれましては、単に国や他自治体の動向を注視するという受け身の姿勢にとどまるだけではなくて、この源内のO S Sや民間パッケージの活用、さらには国への実証フィールドへの参画打診などを含めて、本市が安全かつ安価に生成A Iのフル活用へ踏み出せるよう、前向きかつスピード感を持った対応と、着実な推進を強く期待いたします、というのが原稿でございます。途中でちゃんと私の専門で分かってないところがつまづいてしまいましたね。ちょっと今後このA Iを活用した質問についても、私もしっかり勉強していきたいと思いますが、特に情報漏洩、気になる所でございます。それを補ってくれるのが源内だと思いますので、ぜひ御検討いただきたいと思います。

最後です。公用車の選定に国産車を優先することについて、質問させていただきます。

本市は、脱炭素化に向けた取組の一環として、公用車への電動車導入が進められております。近年は、国の脱炭素政策を背景に、その動きが全国自治体へと広がっている一方で、電気自動車市場では海外メーカーの存在感も年々高まっております、自治体の公用車調達においても、無視できない状況になっております。

公用車の調達原資は市民の貴重な税金であります。だからこそ、単に価格や環境性能のみで

判断するのではなくて、安定した維持管理体制や災害対応能力、さらには国内産業、そして地域経済への波及効果という観点も、絶対に、私は必要だと思っております。

そこで、本市における公用車の電動化の現状と、電動自動車の選定の在り方について伺います。

○議長（松坂吉則君） 財政局長。

○財政局長（勝瀬光一郎君） 令和5年3月に、千葉市公用車への電動車導入方針を策定し、代替できる電動車がない場合を除いて12年度までに全ての公用車を電気自動車やハイブリッド自動車などに電動化することとしております。

令和8年4月時点で、電動化可能な公用車、約550台のうち220台を電動化しており、今年度中に、さらに76台の導入を予定しております。

○議長（松坂吉則君） 阿部智議員。

○25番（阿部 智君） 続きまして、公用車を更新する際の車両の選定基準はどのようになっているのか伺います。

○議長（松坂吉則君） 財政局長。

○財政局長（勝瀬光一郎君） 車両を使用する業務の内容等を踏まえ、衝突被害軽減ブレーキなどの安全装備を備えているか、脱炭素社会の実現に向けた環境性能を有しているか、故障時などのメンテナンス体制がどうなのか、などを考慮し仕様を定め、業務に最も適した車両を選定しております。

○議長（松坂吉則君） 阿部智議員。

○25番（阿部 智君） 今の答弁で脱炭素化の話がありましたが、近年、地方自治体等においては、より環境性能を重視した電気自動車の導入が進められております。

電気自動車の市場は、国内自動車メーカーの車両だけでなく、海外自動車メーカーの車両も流通しておりまして、公用車の選定に当たりましては、やはり何度も言っておりますが、国産車を優先すべきであるというのが、私の従来の考えでございます。

そこで伺います。

電気自動車の選定要件について、どのように定めておりますか。

○議長（松坂吉則君） 財政局長。

○財政局長（勝瀬光一郎君） 本市が調達する電気の軽自動車については、仕様書において、調達車両の参考商品として国内自動車メーカーの車両を表示しているとともに、国のクリーンエネルギー自動車導入促進補助金の補助対象車両であることとしております。

なお、当該制度による補助金額は、環境配慮への優位性などが高いものほど、大きくなっており、本市におきましては、この補助金額が、国内自動車メーカーの車両が受ける額以上であることを選定要件としております。

このほか、市内において修理等を適切に実施できる体制の構築についても選定要件に加えており、現状、これらの選定条件を満たすのは、国内自動車メーカーの車両のみとなっております。

○議長（松坂吉則君） 阿部智議員。

○25番（阿部 智君） 御答弁ありがとうございました。

御答弁によりまして、本市が軽EV等を調達するにあたりまして、国の補助金額の基準や、市内のメンテナンス体制の構築選定要件をすることによりまして、現状は、国内自動車メーカ

令和8年第2回定例会会議録第8号（6月22日）

一の車両のみが選定される仕組みになっているということでありまして、一定の安心をしております。

しかし、現在はこの選定要件の結果論として国産車が選定される仕組みになっておりますが、将来的に考えると、どうなっていくか分かりません。この防衛線というんですかね、選定の防衛線を突破してくるようなことは、十分考えられるわけでございます。そういうことが、なった場合に、現在のルールの前ではなし崩し的に海外製のEVが公用車に導入される事態になることを、非常に心配している所でございます。

ぜひ、私がこの質問ですってっております、日本の基幹産業である自動車産業を守っていく、そして地域経済に富を還元していくというような、国内産業への貢献という視点も、非常に重要な点であるということでもありますので、主張させていきたいと思っております。

また、この公用車は、市の行政姿勢を象徴する存在でもあります。市自ら、国内産業、そして日本のものづくりを応援するという姿勢を示すことが、本当の意味での、市民への啓発効果につながると考えております。

本市におかれましては、くれぐれも海外製EVではなくて、国内のEVで対応していきたいと思っておる所でございますので、このあたり、改めてお願いするところでございます。

以上で、私の一般質問を終わります。御清聴ありがとうございました。（拍手）

○議長（松坂吉則君） 阿部智議員の一般質問を終わります。

一般質問を続けます。48番・三瓶輝枝議員。

〔48番・三瓶輝枝君 登壇、拍手〕

○48番（三瓶輝枝君） 立憲民主・無所属千葉市議会議員団の三瓶輝枝でございます。

通告の順に従いまして一般質問をさせていただきます。

初めに、財政の運営について。

財政健全化に向けた、これまでの取組と今後について。

東京都に本店があるインターネット銀行の利用が伸びており、利息にかかる東京都の税収が増収になるとのこと。この増収になる部分が各自治体に配分されると、大都市財政特別委員会で段木和彦議員の質問に答弁として伺いました。

インターネット銀行利用拡大により、利子割税収が東京都に偏在することを是正するため、県民税利子割に係る都道府県間で税収帰属という、調整する清算制度が導入をされました。大都市制度調査特別委員会でも伺いましたが、改めて本市への影響額の見込みを伺います。

次に、臨時財政対策債について伺います。

地方の財源不足額については、これまで長きにわたり臨時財政対策債の発行により対応されてきましたが、様々な課題があるのではないかと考えております。臨時財政対策債は、公共施設建設のための建設事業債と違い、将来世代への負担先送りではないかとの見解を示す方々もいらっしゃいます。

1つに、このような見解に対する当局のお考えを伺います。

次に、地方交付税は、地方固有の財源で、地域社会に必要な一定水準の行政サービスを提供するための財源保障機能と税源偏在の調整機能を持っています。地方では、インフラ老朽化対策や、子供・子育て政策の強化、社会保障関係経費など、今後さらに財政需要が増大していきます。

一方で、千葉市は今、100万都市に近づきつつありますが、人口が減少に転じることが現実

味を帯びてきていることを、昨今問題ととらえていらっしゃる方々もいらっしゃいます。

財政状況が厳しい中、この人口減少が、臨時財政対策債を含めた、交付税の算定にどのように影響していくのか伺います。

次に、地方交付税と臨時財政対策債に対する千葉市の考えについて伺います。

令和8年度は、臨時財政対策債の新規発行額がゼロとなっていますが、いつまた臨時財政対策債が発行されるか分かりません。今後、地方財源に不足が生じた場合、臨時財政対策債ではなく、地方交付税の法定率引き上げにより必要額を確保するよう国に求めるべきと考えますが、お考えを伺います。

次に、千葉中央コミュニティセンター再整備後の施設管理について伺います。

建物の中で管理者が違ふと伺いました。その理由や考え方について伺います。

次に、病院経営について伺います。

新しい病院も完成し、市民の方々から大変期待されている幕張海浜病院となりますが、現在の両市立病院と合わせて伺います。

これまで、病院経営について質問を続けてきました。

その中で、今般新たなコンサルタントが決定して、昨年度と、どのような異なる視点で、選定されているのか、病院局の収支の改善計画を、どのように考えているのか伺います。

また、3月に改訂された病院改革プランでは、収支の改善について、どのような点を見直したのか、伺います。

次に、平成26年第3回定例会で取り組みました、両市立病院の維持管理業務委託のプロポーザル方式による契約について両市立病院の契約金額の開きが大きいことを指摘し、かつ修繕の改善計画について、私の質問に対し答弁は、効率性を図るために、現在の病院ごとの個別契約を見直し、両市立病院の契約を統合すること。両市立病院の契約を同一にするまでの間、随意契約とし、今後の統合についてその効果が十分に発揮できるよう検討してまいりますとの、御答弁をいただいております。

以前ですと、3年に一度、電話交換、エレベーター保守点検、ボイラー、電気系統等の保守点検費等さらに、修繕の改善計画を含めてプロポーザル方式で、事業者を決定しておりましたが、現在、事業者の選定方法はどのようになっているのか伺います。

次に、計画修繕をしていただくことにはなっていますが、病院は40年程度、経過すれば建て替えとなっていますので、本来修繕していただくところを修繕が遅れてしまい、病院の運営に支障をきたしてしまうおそれもあると思います。

そこで、新たな病院が建設されましたが、それまでの間、海浜病院の修繕をどのような考えのもとで進めてきたのか伺います。

また、現在の海浜病院の建物や設備の保守点検管理の状況から、新病院への設備・建設に、どのように反映されたのか伺います。

さらに、新病院の設計にあたり、市長部局の建築部との連携はどのようにされたのか合わせて伺います。

次に、街路樹の在り方についてです。

昨今、街路樹が年月を経て大きくなり、課題が地域で発生しております。今般の議会でも、多くの議員が様々な観点から質問されておりました。

ヒートアイランドを軽減するために、樹木は大いに役立っていると、市民の方々からもお話

令和8年第2回定例会会議録第8号（6月22日）

を伺っております。その一方で、大きくなった樹木の落ち葉をいつも掃かなくてはならない。庭にも入り込んできて処理が大変だし、毎年長期間落ち葉掃きにと大変な思いをしている。

大きくなった樹木が、防犯街路灯や街路灯を覆ってしまい、明るくなるはずの道が暗くなってしまい、効果が削がれている。

車を運転しているときに、見通しの悪さで、運転していても怖い思いもしている。通行者に対する歩行者あるいは自転車道を走っている方々に対してもです、など多くの方々から御意見をいただいています。

どのような対策を講じているのか、また、こうしたお声に即応えられる状況になっているのか伺います。

最後に、学校徴収金について伺います。

千葉市の小中学校の先生方から、以前から、教材費を購入するのに、学年ごとに担当の先生が取り組んでいたと伺っています。

さらに2年前から、学校徴収金事務に関する複数のシステムを合体させた、取組を始めたと伺っています。

そこで伺います。

今までとのやり方と大きく何が違うのか。

教職員の働き方改革につながっているのか。また、教職員の声はどうか。

この度の取組で、パソコン上に入力していくことが大変との声があるのでサポートする人が必要ではないかと考えますがどうか、以上伺います。

御答弁よろしく願いいたします。2回目からは、質問席でさせていただきます。（拍手）

○議長（松坂吉則君） 答弁願います。財政局長。

○財政局長（勝瀬光一郎君） 財政健全化に向けた、これまでの取組と今後についてお答えします。

まず、利子割交付金の清算制度導入の影響についてですが、令和8年度予算では、4億1,000万円の増収を見込んでおります。

次に、臨時財政対策債は将来世代への負担の先送りであるとの見解に対する本市の考え方についてですが、臨時財政対策債の元利償還金相当額につきましては、その全額が後年度の地方交付税の基準財政需要額に算入されることから、本市独自の財源により返済に充てる性質のものではなく、将来世代への負担の先送りには当たらないものと考えております。しかしながら、本来地方交付税で措置されるべきところ、地方の借金という形で置き換えられていることは課題であると認識しております。

次に、人口減少した場合の交付税算定への影響についてですが、臨時財政対策債については、人口の増減に関わらず、元利償還金相当額の全額が、地方交付税の基準財政需要額に算入される仕組みとなっております。

一方、行政経費の中には、人口を基礎として算定されるものが多数あり、こうした経費は人口の減少により、基準財政需要額が影響を受けるものとなっております。

次に、地方交付税の必要額確保に対する国への要望についてですが、臨時財政対策債につきましては、令和8年度は7年度に引き続き、新規発行額がゼロとなったものの、平成13年度の制度開始以来、指定都市へ相対的に多く配分されており、市債残高に占める割合が高くなっております。

地方の財源不足の解消は、国の責任により地方交付税の法定率の引き上げなどによって対応し、臨時財政対策債は速やかに廃止すべきであり、本市といたしましても、毎年、指定都市市長会などを通じまして国に要望しているところでございます。

今後も、安定的な地方財源の確保に向け、引き続き国に働きかけてまいります。

最後に、千葉中央コミュニティセンター内で管理者が異なる理由や考え方についてですが、この建物は、執務室などの公用部分と、公の施設であるコミュニティセンターという性質の異なる機能を併設する施設でございます。

公用部分につきましては、本庁舎との一元的な管理によってスケールメリットが見込まれることから財政局で管理を行うこととし、コミュニティセンター部分につきましては、市民のコミュニティ活動の推進という施策目的を踏まえ、市民局で管理を行うこととしております。

なお、公用部分とコミュニティセンターで共用する、エレベーター、廊下、エントランスなどの部分につきましては、財政局で一元的に管理することにより、効率化を図ってまいります。以上でございます。

○議長（松坂吉則君） 病院局次長。

○病院局次長（柿崎恵司君） 病院経営についてお答えいたします。

まず、今年度の経営コンサルタント選定の視点と、収支改善金額、病院改革プランの見直しについてですが、昨年度は、収益増加の視点から、集患施策に係る支援業務をお願いしておりましたが、今年度は、経営改革の視点から、専門的な助言と具体的な提案を業務内容として、プロポーザル方式で事業者を選定いたしました。

この事業者からは、外来の人員配置の見直しにより年間約2,000万円の収支改善が図られた事例が紹介されており、それ以上の結果が得られることを期待しております。

また、第6期病院改革プランでは、新たに、新病院開院に伴う診療体制の強化や、診療報酬以外の収益の確保、共同購入の検討などについて取り組むこととしたところです。

次に、保守点検等契約の事業者の選定についてですが、平成27年度以降の両病院における施設の維持管理業務につきましては、基本的に競争入札により事業者を選定しております。

次に、新病院開院までの海浜病院の修繕についてですが、海浜病院での診療は、本年9月末までとなっており、費用対効果の観点から計画的な修繕は原則として実施しておりませんが、日々の設備点検を行うとともに、万が一不具合が生じた場合には直ちに応急修繕等を実施し、病院の運営に支障をきたさぬよう対応してまいります。

最後に、新病院での改善と建築部との連携についてですが、海浜病院での設備の老朽化や維持管理上の課題を踏まえ、新病院では単なる設備更新にとどまらず、長期にわたり安全かつ安定的に施設を使用できるよう設計しております。

点検や修理の際に効率的に作業が行える計画とし、加えて、将来的な配管の更新や増設にも対応できるよう、あらかじめ配管をとおすための余裕スペース、いわゆる予備スリーブを設けており、必要な際に部分的な修理や更新が容易に行えるよう工夫しており、維持管理の負担軽減にもつなげております。

こうした設計に当たっては、計画段階から建築部と連携し、建築技術の知見や市有建築物の保全に関するノウハウを活用しながら、設計内容の調整や技術的な検討を進めてきたところでございます。

以上でございます。

令和8年第2回定例会会議録第8号（6月22日）

○議長（松坂吉則君） 都市局長。**○都市局長（鹿子木靖君）** 街路樹の在り方についてお答えします。

大径木化した街路樹の対策と市民の皆様からの御意見への対応についてですが、車両や歩行者の通行の安全性、信号機や道路標識の視認性や、道路照明等による路面の照度を適切に確保できるよう、適宜、大きな街路樹の剪定を実施しているほか、交差点部で運転者の見通しを確保するため、交差点10メートル以内の街路樹の伐採にも取り組んでおります。

また、市民の皆様から街路樹の剪定等の御要望をいただいた場合は、職員が現地を確認の上、優先順位をつけながら順次対応しております。

以上でございます。

○議長（松坂吉則君） 教育次長。**○教育次長（中島千恵君）** 学校徴収金についてお答えします。

まず、システムを一体的に運用することによる、従来との違いについてですが、令和6年度までは、学校徴収金事務につきましては、収入管理をする1つのシステムと、支出管理する3つのエクセルファイルで運用していましたが、それぞれに互換性がなく、各市立学校における入力や確認作業等に多大な負担が生じていました。

そのため、昨年度から、これらを統合的に管理できる、学校徴収金会計管理システムを導入しました。その結果、収入から支出までの会計情報を一元的に管理でき、同じ内容を複数のシステムやファイルに入力する作業や転記作業が不要となりました。

さらに、児童一人一人の教材などの購入状況等の把握が容易となり、転出入に伴う児童生徒の清算などの事務処理が円滑に行えるようになりました。また、一元管理により操作ログの確認が可能となり、事務処理上の不整合等の把握が容易になるなど、事務の適正化や信頼性の向上につながっております。

次に、教職員の働き方改革へのつながりと声についてですが、学校徴収金会計管理システムの導入により、学校徴収金に関する情報を一元的に処理できるようになり、入力や確認などの事務作業が簡素化されました。これにより、教職員の事務負担が軽減され、本来の教育活動に充てる時間の確保につながるなど、働き方改革の推進に寄与していると考えられます。

また、教職員からは、支払いまでの流れが分かりやすく管理しやすい、これまでより作業量が減ったといった肯定的な声がある一方、慣れるまで時間がかかりそうといった声も寄せられております。

新たなシステムの導入にあたりましては、一定の習熟期間が必要であるため、操作研修やマニュアルの活用などにより、円滑な定着を図っていくことが重要であると考えております。

最後に、パソコン入力をサポートする人についてですが、教職員が必要な時にいつでも学べる環境として、動画による研修を用意しております。これに加えて、対面による研修も実施するとともに、日常的な疑問や操作に関する問い合わせにつきましては、専用のヘルプデスクへ電話で相談できる体制を整え、導入後のフォローを行っております。

このような支援体制により、現行の仕組みの中で教職員へのフォローが図られております。

また、システムにつきましては、日常的に利用する中で操作への理解が進み、徐々に円滑な活用が期待されます。これらを踏まえすと、限られた資源を有効に活用する観点からも、現段階では既存の支援体制を活用した運用が適切であると考えられます。

以上でございます。

○議長（松坂吉則君） 三瓶輝枝議員。

○48番（三瓶輝枝君） ただいま御答弁いただきまして、ありがとうございました。

2回目は、質問と意見、要望をさせていただきたいと存じます。

また、順番が少し違うところもあるかもしれませんが、よろしくお願いしたいと思います。

まず、財政健全化に向けた、これまでの取組と今後についてです。

御答弁いただいたとおり、臨時財政対策債の元利償還金相当額は、その全額が後年度の地方交付税の基準財政需要額に算入されることで、実質的に千葉市の負担はありませんが、御答弁の中でもございました、借金として、市債残高に占める割合が大きくなっており、市債残高削減の支障になっています。令和7年度に引き続き、2年連続で新規発行額がゼロになったものの、制度の廃止には至っていませんので、今後の状況によっては、再び臨時財政対策債を発行しなければならない可能性があります。制度の廃止に向け、引き続き、粘り強く国に要望を続けていただくことが肝要であると思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

次に、人口が減少した場合の考え方、基準財政需要額にということで伺いました。算入されることでした。一方で、答弁で、行政経費の中には、人口を基礎として算入されるものが多数あるということで、基準財政需要額に影響があるとのことでした。まさに、これが交付税に関係してくるわけです。

現在、千葉市は人口増加という状況ですが、いずれ直面することになりますので、歳出歳入の見通しのシミュレーションも必要かと感じます。

次に、令和8年度予算で、利子割交付金が4億1,000万円と伺いました。ありがとうございました。インターネット銀行の預金者を保有する口座の所有地に対して納税されるため、必ずしも口座保有者の住所地に対して納税されるわけではない、これが住所地課税の例外と言われるゆえんだそうでございます。御答弁ありがとうございました。

次に、大都市制度調査特別委員会で、米持議員も触れられておりましたが、インターネット銀行だけでなく、地方税の多くを占める固定資産税においても、東京都特別区との格差があると認識しています。本市としてこの問題をどのように考えているのか伺います。

次に、千葉中央コミュニティセンターの再整備後の管理においては、公用部分とコミュニティセンター部分で、管理が異なるとの考え方について理解いたしました。

神谷市長のXで、現在民間ビルに入っている関連団体が入居し、賃貸料の削減につなげますと書き込みされておりました。

関連団体は、どのようなところと考えているのか伺います。

また、市民がお使いになる、コミュニティセンター部分は、体育館を除いて、これまでとどのような変化になるのか伺います。

次に、病院経営についてです。

今の御答弁を伺っておりまして、やはり、プロポーザル方式でやったほうがいい事もあるし、それから一般競争入札でやったほうがいいということも実感として分かりました。

コンサルタントの中で外来の人員配置の見直しによる事例が紹介されたとの事ですが、その具体的な内容はどのようなものだったのか、また、病院改革のプランの見直しのうち、共同購入の検討については、既に両市立病院で共同購入は実施していると思いますが、そのほかの取組を予定されているのか伺います。

両市立病院の保守点検の契約について、事業者の選定方法について、私の一般質問において、

暫 定 版

※確定版の会議録ではありません。今後修正される可能性がありますので、御注意ください。

令和8年第2回定例会会議録第8号（6月22日）

プロポーザルをやめて一般競争入札で業者選定をしているとの御答弁をいただきました。その際、やはり職員の皆さんが、修繕計画を立てて進めていただいていると推察いたしますので、大変仕事のほうも多くなっているのではないかと、改めて、感謝申し上げたいと思います。

そこで、平成27年度以降は、競争入札で事業者を選定しているとの事ですが、平成27年度以降の発注単位や契約金額の推移について、伺います。

最後に、新病院での設備の修理や更新の工夫について、御答弁をいただきました。

そもそも、設備が傷まないよう、劣化を抑えることが重要だと考えますが、その点について工夫はされているのか伺います。

次に、街路樹の在り方についてです。

優先順位をつけながら、対応しているとの御答弁でした。市民の意見に対して、やる、やらないとか、あるいはいつの計画に入れていくとか、詳しく説明していただけると助かります。よろしくお願いいたします。要望でございます。

最後に、学校徴収金についてです。御答弁いただきました。

同じ内容を複数のシステムに、ファイルに入力する作業などが不要となったり、転出入の清算等の事務処理が円滑に行えるようになったとのことでした。

伺うところによりますと、年間購入計画や支出情報をシステムに、一度入力してしまえば、あとが楽との事ですが、現場の声を伺いますと、やはり学校規模、大規模校があったり、あるいは小規模校だったりいたしますと、全学年の全担任が、徴収金を取扱うことになりまして、本来、大規模校ですと、学年に何人かの先生がいらっしゃいますので、その先生の中の一人が、担当となればいいのかというふうに思いますが、小規模ですとそういった弊害もあります。

また、発達障害のお子様たちがいらっしゃるクラスにおきましても、ずっとやらなければならない、この徴収金について、ずっと取り組まなければならないということで、今、先生方からの声も伺っているところでございます。学校によっては、転出入の人数がかなりあるところもあり、結果、会計ソフトに向き合い入力作業が多く発生しているところもあると分かりました。

さらに、働き方改革につながっているのかについてでございますが、直接先生方からの声というより、事務職員の先生方の声を聴くに留まっていると伺っております。切実な、入力事務に係る先生方の声が、届いていないとも感じました。

さらに、作業マニュアルの導入に当たっては、一定の習熟期間が必要であること、また、操作の研修やマニュアルの活用が必要であることも分かりました。

加えて、サポートする人が必要ではないかとの御答弁では、教職員が必要な時には、いつでも学べる動画研修、対面の研修、問い合わせに専用のヘルプデスクの電話相談があるとのことでした。これらの答弁を聞いていただけても、それだけ大変な作業であるということも感じるわけでございます。

先生方の仕事の中心は、子供たちと向き合うことです。子供たちに向き合い、そして子供たちの学習能力を高めたり、一人一人の考え方をじっくり聞いたり、あるいは保護者の声を聞くこと、だからこそ、中には学校が休みの日に出勤したり、遅くまでパソコンと向き合い、帰りが遅くなり、先生方の御家族の方々からも、いったいどうなっているのかとの声もいただいているところでございます。

先生方は、ささっとできてしまったり、研修を受ければすぐできる方々もいらっしゃると思

います。私、マニュアルを見せていただきましたが、パソコンがそこそこできたとしても、煩雑で、音を上げてしまう先生方も中にはいらっしゃると思います。

そこで、こうした先生方は、各学校に一定程度いらっしゃるかと推察しますので、直接パソコン入力等の公務の仕事を引き受けて取り組めるサポーターが必要だと考えます。お考えを伺います。

さらに、システム管理に、民間にしていっていますが、先生方の実務に照らし合わせて実際学校現場のパソコン入力そのもののサポートを入れた業者選定、一般競争入札でやっているということなのですが、これこそ、プロポーザルでやっていただいてもと思います。お考えを伺います。

中教審では、こうした過度な事務負担を強くないようにしてもらいたいとの考えが示されています。これを受けて文部科学省はどういう考えを持っているのか伺います。

以上で、2回目でございます。

○議長（松坂吉則君） 財政局長。

○財政局長（勝瀬光一郎君） 2回目の御質問にお答えします。

財政健全化に向けた、これまでの取組と今後についてのうち、所管についてお答えします。

まず、固定資産税における東京都特別区との格差についてですが、本市としても、税収の偏在を是正する必要があると認識しており、これまでも国に要望を続けてまいりました。

東京都特別区の固定資産税は、都と特別区との間での財政調整制度などの特有の機能が存在していること、また、この固定資産税により税収の偏在を是正することについては、国による検討が端緒についたばかりでまだ詳細が不明であることから、現時点で本市の考えを申し上げるのは難しい状況ですが、国の偏在是正への取組の一環として検討の行方を注視してまいります。

最後に、千葉中央コミュニティセンター再整備後に入居する関連団体についてですが、国際交流協会、シルバー人材センター、観光協会、住宅供給公社、防災普及公社などを予定しております。

以上でございます。

○議長（松坂吉則君） 市民局長。

○市民局長（市倉秀子君） 財政健全化に向けた、これまでの取組と今後についてのうち、所管についてお答えいたします。

千葉中央コミュニティセンター再整備後のコミュニティセンター部分についてですが、再整備では、利用者の声を踏まえ、ホールや創作室などの大きな音が発生する部屋には、防音機能を付加するほか、多目的室に料理実習室の機能を集約するなど、ニーズに合った用途に変更し、これまで以上に利用しやすい施設となるよう整備を進めております。

以上でございます。

○議長（松坂吉則君） 病院局次長。

○病院局次長（柿崎恵司君） 病院経営についてお答えいたします。

まず、外来の人員配置の見直しの具体的内容についてですが、事業者からの提案事例では、処置などの看護師業務を外来ナースステーションに集約化したほか、看護師以外でも実施できる業務は外来支援スタッフヘシフトすることなどにより、人件費の削減を図るというものでした。

暫 定 版

※確定版の会議録ではありません。今後修正される可能性がありますので、御注意ください。

令和8年第2回定例会会議録第8号（6月22日）

次に、共同購入の取組についてですが、新たに複数の医療機関で共同購入事業を展開している組織への加盟について検討することとしております。

次に、保守点検等契約の発注単位や契約金額の推移についてですが、発注単位は、スケールメリットと契約事務の効率化を図るため、複数の維持管理業務委託を一つの契約に統合した上で、両病院を一括で発注しておりましたが、近年は入札参加者が2社まで減少し、競争性の確保が困難となっております。

そのため、令和6年度の発注では、両病院を分割した上で、清掃業務を切り分けるなど、入札に参加しやすい条件とすることで、競争性の確保に努めてまいりました。

また、3年ごとに締結している契約金額の推移ですが、平成27年度に締結した契約では、年間約4億2,100万円、平成30年度の契約では、年間約4億円、令和3年度の契約では、年間約4億6,800万円と、同程度で推移しておりましたが、令和6年度の契約では、約5億6,300万円となり、人件費や物価高騰の影響で増額となっております。

最後に、新病院の設備配管などの劣化を抑えるための工夫についてですが、腐食や劣化に強いステンレス鋼管や、耐久性に優れた合成樹脂製配管を採用するなど、素材自体に工夫を講じたほか、点検や修理がしやすい配置とすることで、劣化の進行を抑えつつ、適切な維持管理が行えるよう努めたところです。

以上でございます。

○議長（松坂吉則君） 教育次長。

○教育次長（中島千恵君） 学校徴収金についてお答えします。

まず、パソコン入力を行うサポーターとシステム管理の業者選定についてですが、限られた資源を有効に活用する観点からも、現段階では既存の支援体制を活用した運用が適切であると考えております。

また、現在のシステムの運用費には、ヘルプデスクにかかる費用が含まれており、これにつきましては、複数自治体により共同で活用しているため、一定の費用対効果を確保しております。一方で、パソコン入力そのものを直接支援する業務を含めると、相当の人件費や運営コストを要することから、現時点では課題があるものと認識しております。

最後に、中央教育審議会の考えを踏まえた文部科学省の考えについてですが、中央教育審議会の答申を受け、文部科学省では、「学校徴収金の徴収・管理については、地方公共団体が担うことが望ましく、学校以外が担うべき業務であること、また、仮に学校が担わざるを得ない場合には、学校事務職員等の業務とする必要があると考えられるため、学校事務職員の標準的な職務に位置づけること」としております。

本市におきましては、これまでも学校事務職員の職務内容を具体的に整理し、学校徴収金に関することを標準的職務として位置づけておりますが、学習状況に応じた教材の選定や数量管理は、児童生徒の実態を的確に把握する必要があることから、教員が主体的に関与することが適当な業務であり、教員が学校事務職員と連携・協働して業務を行っております。

以上でございます。

○議長（松坂吉則君） 三瓶輝枝議員。

○48番（三瓶輝枝君） 2回目の御答弁ありがとうございました。

3回目は、意見、要望とさせていただきます。

初めに、財政の運営の中の、中央コミュニティセンターの御答弁をいただきまして、市民の

皆様に配慮されていることも確認できました。また、中央コミュニティセンターの中に、国際交流協会、シルバー人材センター、観光協会、住宅供給公社、防災普及公社が入居するとのことです。市長がおっしゃっていたように、家賃の削減とのSNSでも発信されていたので、改善されることを期待いたします。

次に、病院経営についてです。

保守点検業務の契約金額について、平成28年第1回定例会の一般質問で、一般競争入札の導入の結果、そして、予算との比較で1億4,472万円の削減となったとの御答弁をいただいております。今の御答弁で、少し計算してみたら、この間14億円ぐらゐのコスト縮減にもなっているのではないかと思います。

今、申し上げたとおり、その後も、同程度の契約金額となっていたとのことで、競争入札の導入による効果は、継続していると思われます。これは、本当に職員の皆様の御努力のたまものでございます。

近年は、人件費や物価高騰の影響を受けている状況も分かりました。競争性の確保のための見直しもされているとの事ですので、引き続き、経費節減のための努力を続けていただければと思います。

また、新たな、共同購入も進めていただきたいと思います。

次に、新病院の設備配管について、これまでの経験を踏まえて必要な部分への配管の工夫も伺いました。劣化に強く、維持管理もしやすくなるのではないかと期待申し上げます。よろしくをお願いします。

最後に、学校徴収金についてです。

御答弁で、パソコン入力そのものの直接支援する業務を含めると、相当の人件費や運営コストを要するとの御答弁でした。この御答弁からいたしますと、教職員方が、コスト削減に向けた仕事をせざるを得ないと感じないわけにはまいりません。しかも、私は、質問の中で、先生方の中には、ささっとできてしまう先生もいれば、煩雑で音を上げてしまう先生もいらっしゃる、と、申し上げました。いわば、大変困っている、一定数の先生方への、実務サポーターに対する、御答弁があってもいいのではないかと思います。

経費の面で、全体改善により、教職員の負担軽減ができないのであれば、現場に直接確認して、まずは困っている先生方を選び出し、対応していくというプロセスがあってもいいと思います。

仮に、学校が担わざるを得ない場合はいたし方ない、今はそういった状況だと思いますが、今回の契約期間が終われば、また新たな、私が御提案申し上げているような、取組にしていればと、お願いを申し上げたいと思います。

また、御答弁でいただきました、文部科学省は学校徴収金の徴収・管理については、地方公共団体が担うことが望ましく、学校外で担うべき業務であるとも表現されているとの御答弁もいただきました。文部科学省の、学校外で担うべき考えですが、千葉市がこのシステムを導入した後、一年遅れで文部科学省、そして中教審は表明されておりますので、一年早かった千葉市の対応が、私としては残念でたまりません。千葉市の教職員の働き方改革で、学校徴収金の新システムを導入したから、以前より、働き方が改善されたということ事態、文部科学省の考え方と一線を画していると感じます。

一般競争入札でやっていただいていると思いますが、先ほど申し上げましたように、期間が

暫 定 版

※確定版の会議録ではありません。今後修正される可能性がありますので、御注意ください。

令和 8 年第 2 回定例会会議録第 8 号（6 月 22 日）

終了したら、少しずつでも、文部科学省が言っているような状況に近づけるような取組になればと、強く要望いたします。

これまで教育委員会としては、働き方改革に多くの取組をしていただいております。本当に、評価に値するところだと思います。私から申し上げるのもなんですけども、産休補助教員の募集するのも前倒しでやっていただいて、それもテレビで報道されて、その評価が高くなりました。また、電話の対応も学校で、保護者の皆様には、ある一定の時間が来たら学校側としたら出られませんよという事も含めて、保護者の皆様にも、この働き方改革には御理解と御協力をいただいているところでございます。

また、一方で、こうしたことが起きますと、やはり保護者の皆様も残念に思うのではないかと、私も思うところでございます。今後、改善に向けて、少しずつでも結構ですので、お取り組みいただきますよう、重ねてお願い申し上げまして、私の一般質問を終わりにさせていただきます。御清聴ありがとうございました。（拍手）

○議長（松坂吉則君） 三瓶輝枝議員の一般質問を終わります。

議事の都合により暫時休憩いたします。

午 後 0 時 1 分 休 憩

午 後 1 時 0 分 開 議

○議長（松坂吉則君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。6 番・岡崎純子議員。

〔6 番・岡崎純子君 登壇、拍手〕

○6 番（岡崎純子君） 立憲民主・無所属千葉市議会議員団の岡崎純子です。

通告に従いまして一般質問を始めます。

近年は、気候変動と異常気象により、台風に伴う線状降水帯による大雨が増えてきており、今月 3 日、関東に大雨をもたらした台風 6 号においては、本市で最も降水量の多かった緑区では、局所的に 1 時間当たりの雨量が 37 ミリ、累積雨量で 128 ミリが観測されたところであります。

さて、本日取り上げます村田川は、緑区板倉町から越知町を経て村田町と市原市に接し、東京湾に注ぐ 2 級河川で、平時の河川沿いは釣りなどレジャーを楽しむ場としても活用され、本市中央区の村田川公園は渡船場跡地として歴史を感じる場でもあるというものですが、令和 5 年の台風 13 号の影響による大雨においては、村田川の氾濫危険水位到達により、緑区大椎町越知町などで 2,746 世帯に避難指示が発出され、川の上流部である板倉町、越知町から市原市瀬又付近の流域にかけて局所的な床上・床下浸水、道路冠水など被害が発生していました。

緑区で記録された浸水被害は、住家と、公共の建物など住家以外における被害を併せ、翌年 2 月に最新の数字とされました市の公表では 15 件あり、道路冠水については緑区で村田川が起因すると思われるものが 7 件ございました。

この川については、この市議会においても、これまで会派、白鳥議員を始め、各会派議員の方々からリスクへの対策が求められてきたところであります。

本市を流れる 2 級河川には、本市が河川改修というハード面まで担い進めてきた河川と、ハード面は主に県が担う河川とがあり、都川と村田川は後者になります。

国による特定都市 河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律、通称、流域治水関連法が

成立しまして、令和3年から県は2級水系のうち11水系のひとつとして都川水系流域治水プロジェクトを早期に立ち上げましたが、このとき村田川はプロジェクトには含まれず、本年3月になってようやく村田川水系流域治水プロジェクトが策定されたというところであり、このプロジェクトの実施主体には河川を管理する千葉県と本市、そして市原市、独立行政法人水資源機構が入っているとのことですが、まず流域治水プロジェクトとはどのようなもので、プロジェクトによって村田川流域において具体的に実施される対策は何でしょうか。

以降の質問は質問席から行います。（拍手）

○議長（松坂吉則君） 答弁願います。建設局長。

○建設局長（山田裕之君） 河川管理者である千葉県が主体となって行う治水対策に加え、その河川流域のあらゆる関係者が協働し、ハード、ソフト一体となった対策に取り組むことにより、流域全体で水害を軽減させることを目的に策定されたものです。

具体的に実施する市域内の主なハード対策では、千葉県が浸水被害の発生した越智町にある大橋から板倉町にある大道橋間において、河川改修として河道掘削、堤防のかさ上げ、流れを阻害する樹木の伐採や堆積土撤去を、また、本市が、開発行為における雨水流出抑制施設の設置指導などを行います。

ソフト対策では、千葉県が、河川状況をリアルタイムで公開し、適切な避難判断を促す河川監視カメラの設置などを、本市が、災害リスクを可視化し、市民等が適切な避難行動が取れるよう、ハザードマップの更新などを行います。

○議長（松坂吉則君） 岡崎純子議員。

○6番（岡崎純子君） 御答弁ありがとうございます。

ハード面、ソフト面、それぞれの対策、取組方針が示されましたので、県と関連する市原市、水資源機構との連携によって可能となる対策の選択肢の幅が広がると思いますが、浸水被害軽減に直結するハード対策として村田川の河川改修について今後の予定を伺います。

○議長（松坂吉則君） 建設局長。

○建設局長（山田裕之君） 千葉県によりますと、まず、板倉町にある大道橋付近において、河道掘削や樹木の伐採などを行うこととしており、現在、調査や設計を行っていると同っております。

○議長（松坂吉則君） 岡崎純子議員。

○6番（岡崎純子君） ありがとうございます。

プロジェクトが立ち上がり関係者が協働し、流域全体で水害を軽減させるとのことで、浸水被害軽減に向けて前進していること自体は評価できることであり、本市においてもこれまで、水害対応タイムラインの活用、内水ハザードマップの更新などソフト対策のほか、河川への負荷を減らすため、一定規模以上の開発が行われる際は、事業者が設置する雨水流出抑制施設への厳格な指導と、これら施設が市へ移管されたのちの適切な管理に徹するなど、水系流域治水の市として役割を果たしてきたものと承知しておりますが、プロジェクトの意義が問われていく今後におかれては、これらと同時に、河道掘削、堤防かさ上げなどハード対策として河川改修を担う千葉県に対し、具体的な施工開始時期、スケジュールの早期策定と実施を一層強く、働きかけていただきたいと思います、このことを要望いたしつつ、この質問を閉じまして、次の質問に移ります。

続いての質問です。

保育施設に通っていない子供の預かりについて伺います。

本市の令和8年4月の保育施設定期利用において待機児童数はゼロで、7年連続ゼロを維持しています。ただ一方で、利用申請をしたのち割り振られた園が希望する園とは異なるなどの理由により、入園を見送っている入所待ち児童も一定数おり、緑区においても100名以上の入所待ち児童が存在するという現実もあり、市が保育施設を通じた助成等により保育士の育成、確保に奔走される中でも生じる、政令指定都市特有の課題があります。

そのような中にありつつも、保育施設に通う家庭は、日々子供を施設に預け、専門知識を持つ保育士から子育てに関する助言や支援を受けることが可能で、対して子供が保育施設に通っていない家庭については、親族や、ベビーシッター、また、子供と保護者を支援するとの思いからファミリーサポートセンターに登録する提供会員の方などに頼れる場合を除いて、保護者は常に子供と向き合うことになり、外出の際や疲弊して、行き詰まったようなときには困惑することになります。

育児負担軽減のための公的なサポートとして、そのような時に一時的に子供を預かる仕組みは、保護者にとってレスパイトとして重要で、また子供自身がほかの子供たちと触れ合って、ともに刺激をしあい、活動する経験は、本人の社会性、人間性を育む土台づくりとして何より貴重なものであります。

従来から提供されている一時預かりについては、需要が供給を上回っており、利用したいときに利用しづらい状況にあると伺っております。当局においては、千葉市手当の支給や家賃補助など保育士確保施策の推進、さらには実施園への助成制度の拡充などにより、実施園の増加に取り組んでこられたことは承知しており、今後もこれら取組はぜひ継続していただきたいと思います。

一方で、令和8年度から、こども誰でも通園制度が新たな給付制度として本市を含む全ての自治体でスタートしました。給付化により、ニーズに対する提供体制の確保が自治体の責務となったものと承知しており、事業の採算性、月10時間までという利用時間の限度上限など様々な課題はあるものの、利用者からの評価は高いとも伺っており、一時的な預かりを必要とする子育て世帯からの期待も一定数あるものと思われます。

そこで伺いますが、こども誰でも通園制度の利用を希望する方に対して、実際に利用した方の割合というのはどれほどでしょうか。

○議長（松坂吉則君） こども未来局長。

○こども未来局長（大町克己君） こども誰でも通園制度においては、利用を希望する方からの申請を受け、利用対象者として要件を満たしていることの認定を行う仕組みとなっておりますが、その人数は、令和6年度が、実施期間が9か月で819人、7年度が、実施期間12か月で989人となっております。

また、利用認定を受けた方のうち、実際に制度を利用した方の人数とその割合は、令和6年度が252人で、30.8%、7年度が406人で、41.1%となっております。

○議長（松坂吉則君） 岡崎純子議員。

○6番（岡崎純子君） ありがとうございます。

実際に利用された方の人数が、利用認定を受けた方の人数の半数にも満たないということで、両者に乖離があるようですが、その要因について見解を伺いたいと思います。

○議長（松坂吉則君） こども未来局長。

○こども未来局長（大町克己君） 令和6年度に利用認定者に対して行ったアンケート調査において、実際に利用に至らなかった理由を訪ねたところ、近隣に実施施設がないとの回答が多くを占めており、身近な地域において利用できるよう、実施施設の拡充が必要であると認識しております。

○議長（松坂吉則君） 岡崎純子議員。

○6番（岡崎純子君） 現状で、実施施設は19か所と承知していますが、需要に追いついていない状況と理解しました。

こども誰でも通園制度は、採算の確保が難しいなどの理由から、事業者にとっては参入が難しいという一面もあるようですが、どのように拡充を進められていくのか、市として取組について伺います。

○議長（松坂吉則君） こども未来局長。

○こども未来局長（大町克己君） 現在、本年10月から提供開始する新規実施施設の公募を行っておりますが、今年度から増額された国の給付単価を反映した収支シミュレーションを提示するとともに、先行して実施している施設における知見や好事例もお伝えしながら、需要の高い地域の施設に個別に働きかけるなど、実施施設の確保に全力を挙げてまいります。

また、本年6月からは、地域バランスも考慮し、公立の実施施設を2か所拡充したところでございます。

○議長（松坂吉則君） 岡崎純子議員。

○6番（岡崎純子君） 国の給付単価が増額され、これまでより事業者が参入しやすくなったとのことで、子育て家庭の期待に応えることができるよう、御答弁のとおり働きかけを強化していただき、実施施設の拡充に最善を尽くしていただきたいと思います。

また、取組を行ってもなお、民間事業者が参入を躊躇するような状況であれば、公立保育所が先行して実施していくという体制づくりも検討いただきたいと思います。

市の取組によって実施施設が増えた場合には、これまで身近に実施施設がないことで利用を断念していた方々が、速やかにその情報を入手できることが必要ですが、拡充した実施施設について、保護者に周知する方法を伺います。

○議長（松坂吉則君） こども未来局長。

○こども未来局長（大町克己君） 本市では、制度の利用対象となる保護者に対し、乳幼児健康診査の機会を活用したチラシ配布や本市ホームページへの掲載などにより、周知に取り組んでおります。実施施設を拡充した際には、本市公式LINEなどのSNSを活用した周知を行うとともに、利用申込みを行うシステム上においても施設一覧として確認できる仕組みとなっております。利用希望者が必要な情報を適時把握できるよう対応しているところでございます。

引き続き、制度の認知向上に努めるとともに、分かりやすく利用しやすい情報提供を行い、利用促進につなげてまいります。

○議長（松坂吉則君） 岡崎純子議員。

○6番（岡崎純子君） 御答弁ありがとうございます。

周知の取組について理解しました。

一方で、利用者が実際に制度を使いやすいと感じる環境が整っているかどうかという視点も大事だと思います。

令和8年第2回定例会会議録第8号（6月22日）

国が整備したシステムについては、オンライン上で空き情報の検索から申込みまでワンストップで完結でき、利便性の高いものと聞いておりますので、仕組みを十分に生かしつつ、利用者が自ら必要な情報にアクセスし、円滑に利用していくことが重要で、結果として利用者数の増加、そして実施施設における安定的な利用者の確保にもつながると思われれます。

ところで、こども誰でも通園制度と一時預かりとは、どちらも子供を一時的に預かる仕組みであり、利用することができる対象者も一部重なっているため、利用者から見ると一見違いが分かりにくいようにも思われれます。

市として両制度の棲み分けをどのように考えているのか、また利用者は両制度をどのように使い分ければよいのか伺います。

○議長（松坂吉則君） こども未来局長。

○こども未来局長（大町克己君） いずれの制度も、保育施設に通っていない子供を預かる仕組みであり、育児に関する負担や不安の軽減という保護者支援の側面と、子供同士の交流等による発達面での好影響という子供に対する支援の側面を併せ持つものと認識しております。

一方で、対象年齢や、利用時間、利用料、予約方法など、利用に当たっての制度面な相違点があることから、御家庭やお子さんの状況に応じて、より適した制度を選択していただく必要があります。

本市としては、お子さんを預けたい御家庭の適切な選択に資するよう、両制度の相違点や特徴等を、より分かりやすくお伝えする方法を検討してまいります。

○議長（松坂吉則君） 岡崎純子議員。

○6番（岡崎純子君） ここまで御答弁をありがとうございました。

ただ今スライドで、2つの制度の比較をお示ししております。

御答弁いただいたとおり、両制度には相違点もありますが、利用しようとする方々がこれらの相違点を十分に理解され、御自身に適した制度を選択できるよう、一層分かりやすい周知をご検討いただくよう求めます。

また、預かり体制の拡充という点からしますと、現在、ほぼ提供者の善意に頼る比重が大きく、利用希望者の需要に提供が追いついていないファミリーサポートセンターにおいても、ポテンシャルを一層引き出すため市独自の支援というものもあり得るのではないかと思われれます。

ここまで、保育施設に通っていない子供の預かりについて、おおむね理解したところですが、当局は、毎年度、地域ごとの開発状況などから保育需要の見通しを分析され、真に需要が増大する地域に的を絞って保育施設を新設してきているとのことで、少子化により保育需要が減少していく未来を見据えて、施設整備を最小限としていく方針は理解できますものの、新規整備の抑制ありきという視点にこだわることなく、需要の増加が見込まれる場合には、今一度、あらゆる方策から保育の提供体制を検討していただけたらと思います。

保育施設に通う子供と通っていない子供とがいる中で、必要な支援が双方に行き届きますよう、両者を見据えた環境整備が一層進むことを改めて要望いたします。

続いての質問に移ります。

次の質問は、職員の離職防止に通じる取組について伺います。

昭和、平成中期までと異なり、平成後期から現在に至り、現役世代の転職はもはや当たり前の風潮となっております。

公務員においても同様で、諸般の理由により配属先異動希望を出すなどにとどまらずに、職

場ごとまたは職業ごと変える方々は少なからずいらっしゃいます。

ここで参考までに、直近3年間の退職者の推移とその主な理由について伺います。

○議長（松坂吉則君） 総務局長。

○総務局長（中尾嘉之君） 事務・技術職の59歳以下の自己都合などによる普通退職者数について申し上げますと、令和5年度が47人、6年度が59人、7年度が56人となっております。

主な退職理由といたしましては、転職や体調不良、介護や育児等の家庭事情などが挙げられます。

○議長（松坂吉則君） 岡崎純子議員。

○6番（岡崎純子君） ありがとうございます。

退職理由は、家庭の事情や体調によるもの、そのほかプライベートな事情など様々だと思います。

その中で、先ほど御答弁のあった退職者数のうち、転職を理由とした職員数を確認しましたところ、40代と50代の合計が各年度5名程度である一方、30代以下の人数が令和5年度から令和7年度にかけて19名、23名、33名と増加が見られており、技術職の30代が昨年度は令和6年度と比べ10名ほど多かったようです。

また、全年代において転職を退職理由に挙げた方の人数の割合は、令和5年度からの3年で53%、49%、67%という推移があり、行政サービスの安定的な運営や計画的な人材育成にも支障をきたさないよう、人材の確保に加えて、本市職員が在職し続けていかれるような取組を進める必要があるのではないのでしょうか。

さて、ここで令和7年第4回定例会を振り返りますと、我が会派の麻生議員の代表質問における総務行政に関する質問の中で、地域手当の見直しを含めた給与制度のアップデートに関する千葉市人事委員会勧告への全体としての受け止めについてと、それを受けた本市の人材確保策についてお伺いしたところです。

国家公務員については、地域をまたぐ広域的な異動を円滑に行う観点から、地域手当の支給割合の級地区分を都道府県単位基本として広域化する見直しが行われ、本市を含めた8政令市において、当該市内所在の機関で働く国家公務員の地域手当が引き下げとなり、これに応じた各政令市の対応は様々で、変化が生じないようにほかを独自に調整する市もあり、本市においては、令和7年人事委員会勧告により、国に準拠した勧告がなされ、地域手当を今年度から3年間で段階的に動かすこととしております。人事委員会勧告を尊重し、対応する必要があることは理解しています上で、人それぞれである転職事情の中で、この流れが転職の動機の一つとなる可能性は完全には否めません。

本市において、縁あって入職し経験を積みはじめ、あるいは積んできた貴重な人材には可能な限り長く、本市のために尽力いただきたいと願っていますことから、ここで伺います。

職員の離職防止に通じるような取組についてお考えを伺います。

○議長（松坂吉則君） 総務局長。

○総務局長（中尾嘉之君） 職員がやりがいを持って職務に従事することができるよう、自己申告制度や上司との定期面談により希望業務などを把握し、職員の意欲や能力、適性を踏まえた配置を行っております。

また、テレワークの推進や長時間労働の是正に加え、始業・終業の時刻を柔軟に選択できるよう勤務パターンを従前の6班体制から10班体制に拡充したほか、季節に関わらず快適で仕事

令和8年第2回定例会会議録第8号（6月22日）

のしやすい服装を職員が選択するナチュラルビズを実施するなど、働きやすい職場環境づくりを推進しております。

さらに、新規採用職員や初めて部下を持った職員などを対象として、経験豊富な元職員が、しごとコンシェルジュとして面談を実施し、仕事や職場に関する悩みを聞く機会を設けているほか、役職や内容を問わず相談できる窓口として、なんでも悩み相談を設置するなど、個々の職員の状況に応じてフォローする相談体制を整備しております。

今後も、こうした取組を推進していくことで、職員の離職防止に努めてまいります。

○議長（松坂吉則君） 岡崎純子議員。

○6番（岡崎純子君） 御答弁ありがとうございます。

職場や職務が本人にとって魅力的であるかということはもちろん、何かの際、寄り添った相談対応やリアルタイムで適切な助言がなされる体制があることはとても重要なことと思います。本市を選んで入庁され、勤務してきた人材という資源を大事に、職員の一人一人が満たされた心持ちで職務に向き合い、存分に力を発揮することができるよう、フォロー体制の一層の拡充を要望いたしまして、次の質問に移りたいと思います。

次に伺いますのは、現場作業に従事する職員等の熱中症対策についてです。

近年、猛暑となる夏が続き、国内では昨年、熱中症により統計開始以来、初めて10万人を超える救急搬送があり、本年も猛暑だと予想されますが、令和7年6月1日に、改正労働安全衛生規則が施行され、職場における熱中症対策のさらなる強化が図られるなど、発症予防については職場全体で考慮する必要があると示されました。各自治体においても、外勤などで酷暑にさらされやすい職員への様々な対策が検討され、進んできております。

本市職員に関して過去3年間で当局まで上がってきた報告によれば、休憩をとることで速やかに回復した事例は含まれないようですが、少なくとも令和4年度に3件、令和5年度に1件、令和6年度に2件の計6件、勤務中の職員に熱中症の症状が見られたと伺いました。状況としては、屋外での剪定作業中、建物火災における消火の活動中、屋外イベントに関連した業務中、屋外での学校の業務に当たっている最中でそれぞれ発生しており、頭痛や悪寒、発熱などの症状が現れたことから医療機関を受診した事例もありました。

発生時期はいずれも5月から9月にかけてで特に9月に集中しやすいようで、本市では今年5月末に最高気温32.2度を観測した中、早期の対策が必要と思われます。

そこで伺います。

本市では、どのような熱中症の対策をされていますでしょうか。

○議長（松坂吉則君） 総務局長。

○総務局長（中尾嘉之君） 本市におきましては、毎年5月に熱中症予防に関する通知を発出し、注意喚起を行っているほか、知識を深めるための研修を実施するなど、職員の熱中症への理解促進に努めております。

また、昨年度から、国の規則改正を踏まえ、発症リスクの高い職場において、熱中症の疑いなどが生じた場合の連絡体制の整備のほか、身体の冷却や救急隊の要請等の対応手順の作成など、対策の強化を行っております。

さらに、作業開始前の確認事項をまとめた、熱中症予防チェックシートを作成し、暑さが厳しい環境、いわゆる暑熱環境における体調管理に留意するよう促すとともに、熱中症のサインに気づき、健康を守る行動の大切さを伝える職員を育成する、熱中症対策アンバサダー講座を

実施するなど、対策の更なる充実を図っております。

なお、熱中症のリスクやその対策につきましては、各職場や業務内容により違いがあるため、それぞれの職場の実情に応じた対策を講じているところです。

○議長（松坂吉則君） 岡崎純子議員。

○6番（岡崎純子君） ありがとうございます。

特に、現場作業に従事する職員については、熱中症の発症リスクが大きいと考えています。

単独での屋外勤務が生じやすく勤務中に万一倒れても周囲から気付かれづらい職場、一例としては、学校の用務員の作業環境などでは、特にチェック体制や備えが必要だと考えられます。

さらに、現場で働く職員のみならず、イベントでの動員などから、炎天下での業務に従事することがある職員についても、熱中症のリスクにさらされる危険性があります。

過去3年で発生した状況を考慮した上で、本市では各職場に応じた対策をとっているということでしたが、具体的にどのような取組が行われているのか伺います。

○議長（松坂吉則君） 総務局長。

○総務局長（中尾嘉之君） 暑熱環境での業務が想定される職場では、飲料水の調達や、安全衛生委員会等において産業医による熱中症対策の講話を実施するなどの対策を講じております。

さらに、建設局や消防局などの一部の職場におきましては、屋外で長時間の作業に従事する機会が多いことから、空調服やアイスベストなどの備品の貸与を行っております。

また、単独で業務を行うことの多い学校用務員につきましては、作業場所や作業内容の事前報告、熱中症リスクが高い環境下での作業の中止、適切な水分補給や休息の確保について、校長や教頭から事前に注意喚起を行うよう周知しております。

そのほか、屋外で行う活動やイベントなどに従事する際には、日傘を貸与するなどの対策も講じているところです。

引き続き、安全衛生委員会等を通じて注意喚起を行うとともに、各職場における取組の事例を共有するなど、対策の充実に努めてまいります。

○議長（松坂吉則君） 岡崎純子議員。

○6番（岡崎純子君） 御答弁ありがとうございます。

職場の状況に応じて、様々な熱中症対策に取り組まれているとは理解いたしました。

また、本市では、調理を伴う全ての市立学校の給食室においてエアコンが完備していると伺っておりますが、なお幾つかの職場では対策の必要性があるかもしれません。

このたび、現場作業に従事する職員への熱中症対策として他の政令市での取組を確認しましたところ、例えば堺市では、1日2時間以上、または週5時間以上、屋外で作業に従事する職務、または熱がこもりやすい室内で従事する職務などの条件から必要となる配属先の部署を抽出し、学校においては用務員などに、市長部局においては各局のうち対象となった配属先の職員に対し、労働安全衛生上の必要性として、令和7年度から空調服と、ただ今スライドで映しております、チューブで冷水を循環させる水冷型冷却ベストなどを順次導入、貸与を開始しており、一律配布か、希望者のみ配布か、支給か貸与か、配布装備の内容についても政令市ごとにまちまちですが、屋外や、熱がこもる室内で恒常的に勤務する各局の職員、学校などにおいて、いずれかの形で15の政令市が配布をスタートしていました。

高温となりやすい西日本の政令市では、冷却ベストも配布を始めるところが少なからずありますのは、ファン付き空調服だけでは外気温が高いとそのまま温風が出るだけになってしまい、

暫 定 版

※確定版の会議録ではありません。今後修正される可能性がありますので、御注意ください。

令和8年第2回定例会会議録第8号（6月22日）

身体を冷やすことができず、冷却材を入れるベストとの併用が最も望ましいためです。

ただ今画像に映しておりますのは、冷却ベストの見本の画像です。

配属先を問わず、必要な場面で職員などが着用できるよう、一斉貸与や支給は難しいとしても、いずれかの現場から試験的に導入され、効果検証に努めていただき、必要な予算確保につなげていただけたらと思います。

そして、休憩や水分補給についても本人任せではなく周囲が確実にチェックできる体制となりますよう、併せて要望を申し上げつつ、私の一般質問を終わります。御清聴ありがとうございました。（拍手）

○議長（松坂吉則君） 岡崎純子議員の一般質問を終わります。

以上で、本定例会の一般質問を終わります。

本日の日程は、以上で終了いたしました。

明日は、午後1時から会議を開きます。

本日は、これをもって散会といたします。御苦労さまでした。

午 後 2 時 20 分 散 会

地方自治法第123条第２項の規定により署名する。

千葉県議会議長

松 坂 吉 則

千葉県議会議員

麻 生 紀 雄

千葉県議会議員

段 木 和 彦